

伊賀市告示第49号

伊賀市改良住宅における福祉施策（入居替え）実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市改良住宅における福祉施策（入居替え）実施要綱の一部を改正する告示
伊賀市改良住宅における福祉施策（入居替え）実施要綱（平成30年伊賀市告示第200号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「世帯であって、階段」を「入居者又は同居者が階段」に、「身体障がい者及び高齢者を含む世帯（以下「対象世帯」という。）について」を「ため」に改める。

第4条第1項中「対象世帯」を「対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）」に改め、同項第1号中「身体障がい者 身体障がい者手帳」を「身体障がい者手帳」に改め、「までの」の次に「いずれかに該当する」を加え、「な者」を「なもの」に改め、同項第2号中「高齢者 65歳」を「65歳」に、「できる者」を「できるもの」に改め、同条第2項中「福祉施策としての入居替えの」を削り、同項第7号中「その他現行」を「前各号に掲げるもののほか、現行」に改める。

第8条中「提出し」を「申込みをし」に改める。

第10条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「第9条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第50号

外国人の市営住宅入居に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

外国人の市営住宅入居に関する要綱の一部を改正する告示

外国人の市営住宅入居に関する要綱（平成16年伊賀市告示第97号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「者」を「外国人住民をいう。以下同じ。」に改め、「ついて」の次に「、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）」、伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号。以下「条例」という。）及び伊賀市営住宅管理条例施行規則（平成16年伊賀市規則第175号）に定めるもののほか、必要な事項を」を加え、「である」を「とする」に改める。

第2条中「市営住宅入居申込資格者」を「市営住宅（条例第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）に入居することができる外国人」に、「公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号。以下「条例」という。）によるものとし」を「条例第5条第1項から第4項までの規定に定めるところにより市営住宅の入居資格を有する者であって」に、「在留資格が」を「市営住宅の入居から」に、「ある」を「の在留期間を有する」に改める。

第3条を次のように改める。

（補則）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第4条及び第5条を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 51 号

伊賀市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「令和 6 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 52 号

伊賀市高齢者及び障がい者虐待検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市高齢者及び障がい者虐待検討委員会設置要綱の一部を改正する告示
伊賀市高齢者及び障がい者虐待検討委員会設置要綱（平成 20 年伊賀市告示第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 健康福祉部地域包括支援センター障がい者相談支援センター長

第 5 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 健康福祉部地域包括支援センター障がい者相談支援センター

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 53 号

伊賀市ふるさとサポーター設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ふるさとサポーター設置要綱等の一部を改正する告示

(伊賀市ふるさとサポーター設置要綱の一部改正)

第 1 条 伊賀市ふるさとサポーター設置要綱 (平成 26 年伊賀市告示第 186 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条中「企画振興部地域創生課」を「地域力創造部地域創生課」に改める。

(伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部改正)

第 2 条 伊賀市地域おこし協力隊設置要綱 (平成 28 年伊賀市告示第 149 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条中「企画振興部地域創生課」を「地域力創造部地域創生課」に改める。

(伊賀市若者会議設置要綱の一部改正)

第 3 条 伊賀市若者会議設置要綱 (平成 30 年伊賀市告示第 192 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「企画振興部地域創生課」を「地域力創造部地域創生課」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 54 号

伊賀市障がい児保育事業推進補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市障がい児保育事業推進補助金交付要綱を廃止する告示

伊賀市障がい児保育事業推進補助金交付要綱(令和 6 年伊賀市告示第 160 号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 55 号

伊賀市老人クラブ活動等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市老人クラブ活動等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上に資することを目的に、市内の老人クラブが実施する活動費の一部に対し補助する伊賀市老人クラブ活動等補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、老人福祉の増進を目的とした活動を行う組織であって、次に掲げるものとする。

- (1) 伊賀市内に住所を有する概ね 60 歳以上の高齢者で構成された単位老人クラブ
- (2) 地区老人クラブ連合会

(補助対象事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、別表に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、交付の対象としない。

- (1) 食糧費（酒類、弁当類その他市長が必要と認めないもの）、慶弔費、懇親会費、交際費等公益的事業に直結しない経費
- (2) 国、県又は市の補助制度の対象となっているもの

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条に規定する経費の額とする。ただし、予算の範囲内において別表に掲げる補助基準額を上限とする。

(実績報告書の様式等)

第5条 第3条に規定する事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、補助事業等実績報告書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、翌年度の4月末日までに行うものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 補助対象経費の内容及び支出が分かる資料（決算書、領収書等）
- (3) 活動状況及び内容が確認できる資料（写真等）
- (4) 口座振込依頼書
- (5) 老人クラブに対する助成事業（重点配分予算分）実績報告書（単位老人クラブのみ）
（補助金の終期）

第6条 補助金の終期は、令和8年3月31日とする。ただし、終期の到来前に、補助金の効果及び継続の必要性を検証の上、補助基準額の見直し、補助金交付の継続又は補助金の廃止を決定するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	補助対象事業の内容	補助基準額	補助対象経費
単位老人クラブ	環境美化活動	上限8,000円	活動に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金 損害保険料（一律1,000円）
	ボランティア活動 リサイクル活動	上限10,000円	
	友愛活動 生活支援活動	上限20,000円	
	世代間交流活動	上限28,000円	

<p>地区老人クラブ連合会</p>	<p>(1) 清掃奉仕、緑化活動、友愛訪問、ボランティア活動等の社会奉仕活動</p> <p>(2) 高齢者向けスポーツや体操の普及、生きがい・健康づくり・介護予防に資する各種事業</p> <p>(3) 子供を見守る活動や高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する各種事業</p> <p>(4) 老人クラブの活動促進に資する各種事業</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める活動</p>	<p>均等割</p> <p>活動年度の4月1日現在における伊賀市老人クラブ連合会加入会員一人当たり700円</p> <p>健康づくり事業費 上限570,000円</p> <p>リーダー研修費 上限250,000円</p>	<p>活動に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金</p>
-------------------	---	--	---

伊賀市告示第 56 号

伊賀市日常生活自立支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市日常生活自立支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市日常生活自立支援事業補助金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「事業利用者」の次に「(補助対象者と福祉サービス利用援助契約を締結した者であって、保有する預貯金の額が 200 万円未満かつ市民税非課税のものに限る。)」を加える。

第 4 条中「1,600 円」を「1,900 円」に、「1 回」を「1 回のみ」に、「1,100 円」を「1,200 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 58 号

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 121 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年の6月1日現在の年齢が30歳以上74歳以下である者」を「前年度末時点で30歳に到達している者であって、当該受診年度の9月1日現在で74歳以下であるもの」に改める。

第3条中「脳ドックと」を「脳ドック又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づき実施する伊賀市国民健康保険特定健康診査と」に改める。

様式第2号中 「

適用税率	10%
税込額	円
内消費税額	円

」 及び「登録番号」を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 27 年伊賀市告示第 162 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

伊賀市田中区

代表者の氏名 山本 康紀

代表者の住所 伊賀市田中 562 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山本 康紀

新代表者の氏名 藤森 寛

旧代表者の住所 伊賀市田中 562 番地

新代表者の住所 伊賀市田中 1177 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 60 号

ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例(平成23年伊賀市条例第23号)第10条第2項に規定する駐車料金並びに同条例第11条第1項に規定する前売駐車券及び定期駐車券の販売収入金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第3項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 委託した相手方

名 称 近鉄ファシリティーズ株式会社三重支店

三重支店長 江守 悟

所在地 津市大門7番15号

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊賀市告示第 61 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 18 年伊賀市告示第 132 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

小林区

代表者の氏名 久保 紀幸

代表者の住所 伊賀市柘植町 3479 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 岩倉 唯之

新代表者の氏名 久保 紀幸

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 3404 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市柘植町 3479 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 62 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 12 年上野市告示第 58 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

安場区

代表者の氏名 山中 正登

代表者の住所 伊賀市安場 3198 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中森 繁尚

新代表者の氏名 山中 正登

旧代表者の住所 伊賀市安場 553 番地

新代表者の住所 伊賀市安場 3198 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 3 月 2 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 63 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 220 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

西三田区自治会

代表者の氏名 池下 宗和

代表者の住所 伊賀市三田 1114 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 前川 孝志

新代表者の氏名 池下 宗和

旧代表者の住所 伊賀市三田 1078 番地

新代表者の住所 伊賀市三田 1114 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 64 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 12 年上野市告示第 87 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

大谷区自治会

代表者の氏名 杉森 与平

代表者の住所 伊賀市大谷 764 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松本 兼一

新代表者の氏名 杉森 与平

旧代表者の住所 伊賀市大谷 591 番地

新代表者の住所 伊賀市大谷 764 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 65 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 22 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

一之宮区自治会

代表者の氏名 岡本 浩典

代表者の住所 伊賀市一之宮 225 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 北永 睦

新代表者の氏名 岡本 浩典

旧代表者の住所 伊賀市一之宮 424 番地の 2

新代表者の住所 伊賀市一之宮 225 番地の 1

3 変更の年月日

令和 7 年 2 月 11 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 66 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項の規定により次のとおり指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

事業者名	社会福祉法人 洗心福祉会 理事長 山田 純大
事業者の主たる事務所の所在地	三重県津市本町 26 番 13 号
事業所名	居宅介護支援センター伊賀シルバーケア豊壽園
事業所の所在地	伊賀市久米町字大木 872- 1
指定年月日	令和 7 年 4 月 1 日
サービスの種類	特定相談支援（計画相談支援）
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等
事業所番号	2 4 3 1 2 0 0 6 8 8（特定相談支援事業所）

伊賀市告示第 67 号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年伊賀市条例第 33 号) 第 13 条第 4 項の規定により市が徴収する公立保育所における同項第 3 号に規定する食事の提供に要する費用(以下「副食費」という。)について、次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

- 1 徴収する副食費の額は、児童 1 人当たり月額 4,900 円とする。
(副食費の減額)
- 2 入所する児童が、公立保育所の開所日に 10 日以上連続して登園しなかった場合の副食費の額は、前項に規定する副食費の額から、当該額に登園しなかった日数を乗じ、これを 25 日で除して得た額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減額した額とする。
- 3 前項に定めるもののほか、市長が特に認める場合は、副食費を減額することができる。

附 則

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年伊賀市告示第 50 号は、令和 7 年 3 月 31 日限り、廃止する。

伊賀市告示第 68 号

伊賀市商工会地域総合振興事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市商工会地域総合振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市の商工業の育成と振興を図ることを目的として交付する伊賀市商工会地域総合振興事業費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づき設置された伊賀市商工会とする。

(補助金の交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、伊賀市商工会が実施する地域総合振興事業とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する事業に係るイベント事業、部会活動、情報対策事業等の実施に要する経費とする。ただし、慶弔費、懇親会費、交際費及びこれらに類する経費など事業の実施に直接必要としないものは、交付の対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条に規定する経費の額の 2 分の 1 に相当する額（当該額に 100 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）又は予算に定める額のいずれか低い方の額とする。

(補助金の終期)

第 5 条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和 9 年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第69号

伊賀市営住宅の用途廃止に伴う移転補償に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市営住宅の用途廃止に伴う移転補償に関する要綱の一部を改正する告示
伊賀市営住宅の用途廃止に伴う移転補償に関する要綱（令和6年伊賀市告示第5号）の一部を次のように改正する。

第3条本文中「条例第6条に規定する承認を受けて」を削り、「者と」を「条例第7条第2項に規定する入居決定者と」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第70号

伊賀市ふるさと風景づくり助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市ふるさと風景づくり助成金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市ふるさと風景づくり助成金交付要綱（平成21年伊賀市告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「風景づくり助成金」を「予算の範囲内で伊賀市ふるさと風景づくり助成金」に、「に定めるもののほか」を「第25条から第27条までの規定に基づき」に改める。

第2条中「助成事業」を「助成対象事業」に、「掲げるもの」を「規定する助成の措置の対象となる行為」に改める。

第3条の見出しを「(助成金)」に改め、同条中「助成額の助成対象行為の内容」を「助成金の交付の要件、対象となる者及び対象となる経費並びに」に改める。

第4条第1項中「助成事業」を「助成対象事業」に改め、同条第2項中「前3条」を「前条」に改め、同条第3項を削る。

第5条から第8条までを次のように改める。

(助成金の事前審査申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成対象者」という。）は、規則第4条第1項の規定による申請の前に伊賀市ふるさと風景づくり助成金事前審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に事前の申請（以下「事前審査申請」という。）をしなければならない。

- (1) 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）に係る見積書の写し（助成の対象となる部分が明確となる内訳書を含む。）
- (2) 収支予算書
- (3) 位置図
- (4) 平面図
- (5) 立面図

- (6) 工事完了後のイメージが分かるもの（助成対象事業が工事を伴う場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請において、助成対象者が景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による景観計画区域内における行為の届出を行っている場合で、当該届出により前項第3号から第6号までの書類の内容を確認できるときは、当該届出に係る適合通知書を添えて提出することにより当該書類の提出に代えることができる。

（事前申請の審査等）

第6条 市長は、事前審査申請があったときは、速やかに審査し、当該事前審査申請に係る事業が助成対象事業に該当するか否かを決定し、その旨を伊賀市ふるさと風景づくり助成金事前審査通知書（様式第2号）により当該事前審査申請をした者に通知するものとする。

（事業の変更等の届出）

第7条 前条の規定による助成対象事業に該当する旨の通知を受けた者（以下「交付該当者」という。）は、当該通知を受けた事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、伊賀市ふるさと風景づくり助成金事業変更・中止届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（助成金の交付申請及び実績報告）

第8条 交付該当者は、当該通知に係る事業を実施し、これを完了したときは、速やかに規則第4条第1項の規定による助成金の交付申請を行うものとする。

2 前項の申請は、伊賀市ふるさと風景づくり助成金交付申請書（様式第4号）に次の書類を添付して行う。

- (1) 助成対象経費の支出を証明する書類の写し
- (2) 収支決算書
- (3) 伊賀市ふるさと風景づくり助成金事前審査通知書の写し
- (4) 契約書の写し
- (5) 完成写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の申請をすることができない。

- (1) 交付該当者が偽りその他不正の手段により第6条の規定による助成対象事業に該当する旨の通知を受けたとき。

(2) 交付該当者が前条の規定による変更の届出を行わず、事前審査申請と異なる内容により助成対象事業を行ったとき。

(3) 事前審査申請の日から1年を経過したとき。

第10条中「の施行」を「に定めるもののほか、助成金の交付」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(助成金の交付の決定等)

第9条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による助成金の交付の決定及び助成金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市ふるさと風景づくり助成金交付決定兼交付額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

(助成金の終期)

第11条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第71号

伊賀市中学生ピロリ菌検査事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市中学生ピロリ菌検査事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中学生に対しピロリ菌検査を実施することにより、ピロリ菌感染に起因する慢性胃炎、胃・十二指腸潰瘍及び胃がんの発症リスクの抑制を図り、もって次の世代への感染を予防することを目的とする。

(実施主体)

第2条 伊賀市中学生ピロリ菌検査事業（以下「事業」という。）の実施主体は、伊賀市とし、事業の一部を検査機関及び指定医療機関（以下「検査機関等」という。）に委託して実施する。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、ピロリ菌検査を受ける時点において中学校3年生であって、市内に住所を有するものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ピロリ菌検査（一次検査）（以下「一次検査」という。） 尿中抗原検査又は便中抗原検査による検査
- (2) ピロリ菌検査（二次検査）（以下「二次検査」という。） 便中抗原検査並びに結果に係る相談及び除菌治療に対する相談

(受診方法)

第5条 一次検査を受けようとする対象者は、ピロリ菌検査申込書（別記様式）により申込みを行うものとする。

2 二次検査は、ピロリ菌の尿中抗原検査の陽性者又は二次検査を希望する対象者が伊賀市が指定する医療機関において行う。この場合において、一次検査を受けた者は、当該一次検査の結果を医療機関に提示するものとする。

(実施期間)

第6条 事業の実施期間は、一次検査は8月末まで、二次検査は3月末までとする。

(請求及び支払)

第7条 検査機関等は、検査結果を添えて、市長に委託料を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、当該請求をした検査機関等に支払うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 72 号

伊賀市本庁舎市民ミニギャラリー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市本庁舎市民ミニギャラリー設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市本庁舎市民ミニギャラリー設置要綱（令和元年伊賀市告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「企画振興部文化交流課」を「地域力創造部文化振興課」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 73 号

企画振興部関係補助金等交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

企画振興部関係補助金等交付要綱等の一部を改正する告示

(企画振興部関係補助金等交付要綱の一部改正)

第 1 条 企画振興部関係補助金等交付要綱(平成 16 年伊賀市告示第 9 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域力創造部関係補助金等交付要綱

第 1 条中「企画振興部」を「地域力創造部」に改める。

別表中「交通戦略課」を「公共交通課」に改める。

(伊賀市コミュニティバス「にんまる」ラッピングデザイン使用手続要綱の一部改正)

第 2 条 伊賀市コミュニティバス「にんまる」ラッピングデザイン使用手続要綱(令和 4 年伊賀市告示第 233 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条中「企画振興部交通戦略課」を「地域力創造部公共交通課」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第74号

伊賀市地区公民館LED化促進事業補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市地区公民館LED化促進事業補助金交付要綱を廃止する告示
伊賀市地区公民館LED化促進事業補助金交付要綱（令和6年伊賀市告示第22号）は、
廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 75 号

伊賀市一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市一般競争入札実施要綱（平成 16 年伊賀市告示第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「130 万円」を「200 万円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 76 号

伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領の一部を改正する告示

伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成 19 年伊賀市告示第 256 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「130 万円」を「200 万円」に改め、同条第 2 号中「50 万円」を「100 万円」に改め、同条第 3 号中「80 万円」を「150 万円」に、「物品購入」を「備品購入」に、「40 万円」を「80 万円」に、「50 万円」を「100 万円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 77 号

伊賀市緊急工事事務処理要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市緊急工事事務処理要領の一部を改正する告示

伊賀市緊急工事事務処理要領（令和 4 年伊賀市告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「130 万円」を「200 万円」に、「50 万円」を「100 万円」に改める。

第 6 条第 2 項中「130 万円」を「200 万円」に、「50 万円」を「100 万円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第78号

伊賀市自主防災組織活性化促進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市自主防災組織活性化促進補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市自主防災組織活性化促進補助金交付要綱（平成16年伊賀市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、自主防災活動の活性化を促進し、風水害、地震、火災その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として交付する伊賀市自主防災組織活性化促進補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第5条の見出しを「（補助金の交付の申請）」に改め、同条中「の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は」を「に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「より、補助金交付の申請をしなければならない」を「概算見積書を添えて行うものとする」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（実績報告）

第6条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市自主防災組織活性化促進補助事業実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 事業明細書
- (2) 納品書及び領収書の写し
- (3) 実施状況・完成写真
(補助金の終期)

第7条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

第8条及び第9条を削る。

第10条中「この補助金の交付に必要な事項については、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）の定めるところによる」を「必要な事項は、市長が別に定める」に改め、同条を第8条とする。

別表中「対象経費」を「補助対象経費」に、「ハザードマップ」を「各種マニュアル」に、「食料品」を「備蓄食料品以外の食料品」に、「消火栓用ホース購入」を「消火栓用ホース等の購入」に、「対象経費の額の合計額」を「補助対象経費の合計額の1/2（1,000円未満切捨て）とし、25,000円を限度とする。」に改め、「ただし、25,000円（消火栓用ホース購入のみの場合は、12,500円）を限度とする。」を削る。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第2号を削る。

様式第3号中「第8条」を「第6条」に、「実施状況写真・完成品」を「実施状況・完成写真」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 79 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税
並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 80 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定公
金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

住所又は事務所の所在地	名称
三重県津市岩田 21 番 27 号 百五銀行岩田本店棟 6 階	株式会社百五デジタルソリューションズ
東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号 日本橋日銀通りビル 5 階	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区港南一丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番 地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 イオンタワー 13 階	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン
東京都千代田区内幸町1丁目2番2号	ビリングシステム株式会社
北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4	ウェルネット株式会社
東京都千代田区大手町1丁目5番5号	株式会社みずほ銀行
東京都千代田区永田町2丁目11番1号	株式会社NTTドコモ
東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号	KDDI株式会社

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に委任した公金事務に係る歳入の種類

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税
並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金

4 指定公金事務取扱者に市税等を徴収又は納付させる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊賀市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者が取扱うことができる歳入の種類
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金
- 4 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊賀市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者が取扱うことができる歳入の種類
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税
並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金
- 4 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊賀市告示第 83 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 10 年上野市告示第 45 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

高砂町内会

代表者の氏名 岡村 秀幸

代表者の住所 伊賀市三田 950 番地の 10

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 沖永 耕一

新代表者の氏名 岡村 秀幸

旧代表者の住所 伊賀市三田 948 番地の 5

新代表者の住所 伊賀市三田 950 番地の 10

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 84 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号) 第 14 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号) 第 10 条の規定により告示する。

なお、令和 3 年伊賀市告示第 32 号は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日
令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市告示第 85 号

伊賀市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 25 年伊賀市規則第 15 号。以下「規則」という。）及び伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号。以下「条例」という。）の施行に関し市長が別に定める機関等について、次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 5 年伊賀市告示第 49 号は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

- 1 規則第 2 条に規定する市長が別に定める機関は、次に掲げる機関とする。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
 - (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下「評価機関」という。）

- 2 条例第 16 条各号の各表に規定する低炭素化促進法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものは、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。
 - (1) 登録住宅性能評価機関が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（法第 54 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第 54 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

3 条例第 16 条各号の各表に規定する低炭素化促進法第 54 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- (1) 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分（一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合を除く。） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令、国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 2 号イ(2)又はロ(2)の規定に基づく評価方法
- (2) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第 10 条第 1 号イ(2)又はロ(2)の規定に基づく評価方法

伊賀市告示第 86 号

伊賀市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 28 年伊賀市規則第 16 号。以下「規則」という。）及び伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号。以下「条例」という。）の施行に関し市長が別に定める機関等について、次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 5 年伊賀市告示第 48 号は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

- 1 規則第 4 条に規定する市長が別に定める機関は、次に掲げる機関とする。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
 - (3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下「評価機関」という。）

- 2 条例第 20 条各号並びに第 21 条各号の各表に規定する法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものは、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。
 - (1) 登録住宅性能評価機関が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（法第 30 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第 30 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

3 条例第 20 条各号並びに第 21 条各号の各表に規定する法第 30 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- (1) 一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分の評価しない場合に限る。）又は複合建築物の住戸部分（共用部分の評価しない場合に限る。） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令、国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法
- (2) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

伊賀市告示第 87 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
SBペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者が取扱うことができる歳入の種類
オンライン申請による証明書発行に係る手数料及び郵送料
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 88 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により下記の事業者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

事業者名	特定非営利活動法人 お花畑
代表者名	理事長 山田 春美
廃止する事業所名	デイサービスお花畑
廃止する事業所の所在地	三重県伊賀市朝屋 780 番地
事業所番号	2 4 7 1 2 0 0 7 3 9
廃止年月日	令和 7 年 3 月 31 日
サービス種類	地域密着型通所介護

伊賀市告示第 89 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
西日本鉄道OB会柘植支部
伊賀市柘植町 2700 番地の 2
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 3 月 12 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営柘植駅駐
車場の駐車料金
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 90 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
有限会社新堂駅管理商会
伊賀市新堂 318 番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 3 月 11 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営新堂駅駐
車場の駐車料金
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
三重交通株式会社
津市中央1番1号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年3月25日
- 3 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第22号）第4条に規定する使用料
- 4 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊賀市告示第 92 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
 - (1) 株式会社伊賀交通
伊賀市西明寺 2 8 0 7 番地の 1
 - (2) 株式会社ミヤマトータルイノベーション
伊賀市長田 3 4 8 0 番地の 3

- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 3 月 14 日

- 3 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 22
号）第 4 条に規定する使用料

- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 93 号

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）第 2 条第 2 項に規定する上野図書館いがまち図書室における伊賀市上野図書館規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 27 号）第 5 条第 2 項に規定する損害の弁償及び同規則第 10 条並びに第 15 条に規定する費用の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 委託した相手方

名称 DMG 森精機株式会社
代表取締役社長 森 雅彦
所在地 東京都江東区潮見 2-3-23

2 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 94 号

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）第 2 条第 1 項に規定する伊賀市上野図書館並びに同条第 2 項に規定する上野図書館大山田図書室における伊賀市上野図書館規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 27 号）第 5 条第 2 項に規定する損害の弁償及び同規則第 10 条並びに第 15 条並びに第 19 条に規定する費用の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 委託した相手方

名称 株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子
所在地 東京都文京区大塚 3-1-1

2 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第95号

伊賀市空き家家財等処分事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市空き家家財等処分事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の流通又は除却の促進を図るため、空き家の家財処分に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において伊賀市空き家家財等処分事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を主たる目的として市内に建築された個人が所有する建物及び附属する建物で、現に居住していない、又は居住がなされなくなる日が決まっている建物をいう。
- (2) 空き家所有者等 個人の空き家の所有者又はその相続人並びに相続財産管理人など、空き家に係る所有権を有する者であって、空き家を売却し、賃貸し、又は解体工事をを行う権利を有するものをいう。
- (3) 家財等 空き家内に使用されず放置された状態の家具及び家電製品等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市税を滞納していないものとする。

- (1) 空き家所有者等であって、補助金の交付を受けた後市の空き家バンク登録をすることを誓約するもの又はすでに空き家バンクに登録しており成約後物件の引き渡しまでに家財等を処分することを誓約するもの

- (2) 空き家所有者等であって、補助金の交付を受けた後宅地建物取引業者と媒介契約を結ぶことを誓約するもの又はすでに宅地建物取引業者と媒介契約を結んでいるもの
 - (3) 空き家所有者等であって、補助金の交付を受けた後空き家の解体工事を行うことを誓約するもの
- (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が空き家に放置された家財等を処分するのに要する経費であって、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている市内に事業所等を有する法人又は個人事業主をいう。）又は産業廃棄物処理業者（廃掃法第14条に規定する産業廃棄物処理業の許可を受けている市内に事業所等を有する法人又は個人事業主をいう。以下同じ。）による収集により、家財等を処分するのに要する経費
 - (2) 補助対象者が、伊賀市清掃施設の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第153号）第2条に規定する施設に直接持込みを行う方法により家財等を処分するのに要する経費
 - (3) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された家電製品の引き取りに要する経費
- (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算出した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とし、5万円を上限とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 補助対象経費の2分の1
- (2) 前条第2号に該当する場合 補助対象経費
- (3) 前条第3号に該当する場合 補助対象経費の2分の1

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号及び第3号に該当する補助対象経費を同時に申請する場合における補助金の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定めるところにより算出した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とし、5万円を上限とする。

(1) 前条第1号及び第3号に該当する場合 それぞれの補助対象経費の額の合計額の2分の1

(2) 前条第2号に該当する場合 補助対象経費

3 補助金の交付は、補助対象者（同一世帯の者を含む。）1人につき1敷地1回限りとする。

（交付の申請書の様式等）

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市空き家家財等処分事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 補助対象経費の見積書の写し（第4条第1号に該当する場合に限る。）

(2) 補助対象経費の概算金額がわかるもの（第4条第2号又は同条第3号に該当する場合に限る。）

(3) 家財等処分着工前の写真

(4) 市税完納証明書

(5) 誓約書

(6) 媒介契約書の写し（第3条第2号に規定する宅地建物取引業者と媒介契約を結んでいる者に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、伊賀市空き家家財等処分事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに伊賀市空き家家財等処分事業補助金変更（中止）申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、伊賀市空き家家財等処分事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（着手届の不要）

第9条 規則第12条第1項の規定は、適用しない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、家財等の処分が完了したときは、家財等の処分が完了した日から14日以内に伊賀市空き家家財等処分事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 家財等処分完了後の写真
- (3) 廃掃法第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し(第4条第1号による家財等処分を行った場合に限る。)
- (4) 特定家庭用機器再商品化法第43条第1項の特定家庭用機器廃棄物管理票の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の終期)

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 96 号

伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、不登校児童生徒の個々の特性に合った学びの場を確保し、その社会的自立を図るため、フリースクールを利用する児童生徒の保護者等の負担を軽減することを目的として予算の範囲内において交付する伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、伊賀市立の小学校又は中学校に在籍し、かつ、伊賀市内に住所を有するものをいう。
- (2) 保護者 児童生徒の親権を行う者、未成年後見人その他児童生徒を現に監護するものをいう。
- (3) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 2 条第 3 号に規定する者をいう。
- (4) フリースクール 三重県のフリースクールで学ぶこどもたちへの支援事業補助金交付要領に規定する対象フリースクールをいう。
- (5) 利用料 フリースクールの入会金及びフリースクールから定期的又は利用の都度請求される料金のうち、不登校児童生徒に対する支援の提供の対価として支払う料金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の申請の日前1年の間に概ね30日以上、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない児童生徒の保護者
- (2) フリースクールに原則週1回以上通所する児童生徒の保護者
- (3) フリースクールでの児童生徒の様子等に関する情報について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾する保護者
- (4) 市税の滞納がない保護者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付の申請の日の属する年度におけるフリースクールの利用を開始した月（申請のあった月が当該利用を開始した月の翌々月以後の月であるときは、当該申請のあった月）から利用を終了する月又は当該年度の3月のいずれか早い月までの期間（以下「補助対象期間」という。）において、補助対象者がフリースクールに対して支払った利用料とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度におけるフリースクールの利用を開始した月が3月であるときは、同項に規定する期間は、3月のみとし、補助対象経費は、当該月の末日までに申請のあった利用料とする。

3 国、地方公共団体又は学校の負担において、フリースクールの利用料の補助金等を受けるときは、当該補助金等の額は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額と補助対象者につき児童生徒1人当たり補助対象期間（利用料が発生しなかった月を除く。）の月数に20,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。ただし、国、地方公共団体又は学校の負担において、フリースクールの利用料に係る補助金等を受けるときは、補助対象経費の額は、当該額から当該補助金等の額を控除した額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、

年度ごとに伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) フリースクール及び保護者との間で交わされた契約内容が分かる書類の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定の通知)

第7条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(着手届の不要)

第8条 規則第12条第1項の規定は、補助金の交付について適用しない。

(変更の届出)

第9条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による同条第1項第1号に規定する変更の承認の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

(実績報告等)

第10条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までにを行うものとする。

- (1) 伊賀市フリースクール利用児童生徒通所状況報告書（様式5号）
- (2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (3) 伊賀市フリースクール利用児童生徒支援事業補助金交付決定通知書の写し
- (4) 他の団体から受けた補助の額を確認することができる書類の写し（当該団体から補助対象経費に係る補助を受けている場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の終期)

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第97号

伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示
伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（平成28年伊賀市告示第17号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

第1条中「2人の自由な意思により行うパートナーシップ」を「性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップ」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティ（今まで典型的であるとされてきたかたちと違う性のあり方をもつ人をいう。）である2人が互いをその人生のパートナーとして生活を共にしている、又は共にすることを約したことをいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある2人がその一方又は双方の実子又は養子を含めて家族であると約した関係をいう。
- (3) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある2人以外の者をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

第3条の見出し中「パートナーシップの」を削り、同条中「パートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）をする2人」を「宣誓をすることができる者」に改め、同条第1号か

ら第3号までの規定中「双方」を「パートナーシップにある双方」に改め、同号に次の1号を加える。

- (4) ファミリーシップ対象者がパートナーシップにある2人の一方又は双方の妻子又は養子であつて、家族同様の関係にあること。

第4条第1項中「パートナーシップ宣誓書」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」に改め、同条第2項中「宣誓者の住民票及び現に婚姻していないことを証明する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 宣誓をしようとするパートナーシップにある者の双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓をしようとするパートナーシップにある者の双方が現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書又は婚姻要件具備証明書等（日本以外の国で発行されたものについては、日本語訳を付したもの）をいい、いずれも宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) パートナーシップにある者とファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類（ファミリーシップの宣誓をしようとする場合に限る。）

第8条を第12条とする。

第7条第2項中「様式第5号」を「様式第8号」に改め、同条を第11条とする。

第6条の見出し中「パートナーシップ」を「パートナーシップ・ファミリーシップ」に改め、同条中「パートナーシップ解消届（様式第4号）」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）」に、「パートナーシップ宣誓書受領証」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」に改め、同条を第10条とする。

第5条第1項中「2人」を「者」に、「パートナーシップ宣誓書受領証」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」に改め、同条第2項中「2人」を「者」に、「パートナーシップ宣誓書受領証（）」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第3号）」に改め、同条第3項中「受領証カード再交付申請書（様式第3号）」を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード再交付申請書（様式第4号）」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（証明書の交付）

第8条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、伊賀市が独自に発行する証明書の続柄欄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」と表記し、発行することが

できる。

- (1) 住民基本台帳上、同一世帯であること。
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けていること。

2 前項の規定による表記を希望する者は、「パートナーシップ宣誓等に基づく証明書」の続柄記載に係る申出書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

（宣誓書記載事項変更の届出）

第9条 宣誓をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第6号）を、交付済みのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等とともに市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- (2) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

第4条の次に次の2条を加える。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を第4条第1項の規定により宣誓を行うときに提示しなければならない。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

様式第5号を様式第8号とし、様式第4号の次に次の3様式を加える

【様式第5号】

【様式第6号】

【様式第7号】

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定により交付されているパートナーシップ宣誓書受領証は、この告示による改正後の伊賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により交付するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証とみなす。

伊賀市告示第98号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により市道路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲森稔尚

記

整理番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
その他 14382	桜が丘12号線	伊賀市荒木字松尾2709番305地先 伊賀市荒木字松尾2709番24地先	
その他 14383	桜が丘13号線	伊賀市荒木字松尾2709番152地先 伊賀市荒木字松尾2709番149地先	
その他 14384	桜が丘14号線	伊賀市荒木字松尾2709番144地先 伊賀市荒木字松尾2709番141地先	
その他 14385	桜が丘15号線	伊賀市荒木字松尾2709番133地先 伊賀市荒木字松尾2709番127地先	
その他 14386	桜が丘16号線	伊賀市荒木字松尾2709番121地先 伊賀市荒木字松尾2709番118地先	
その他 14387	桜が丘17号線	伊賀市荒木字松尾2709番113地先 伊賀市荒木字松尾2709番110地先	
その他 14388	桜が丘18号線	伊賀市荒木字松尾2709番59地先 伊賀市荒木字松尾2709番52地先	

その他 14389	桜が丘 19 号線	伊賀市荒木字松尾 2709 番 43 地先 伊賀市荒木字松尾 2709 番 37 地先	
その他 62823	小川内番田線	伊賀市種生字小川内 2792 番 3 地先 伊賀市種生字番田 2543 番 1 地先	

伊賀市告示第 99 号

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）別表第 5 に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 委託した相手方

名称	代表者名	所在地
株式会社 WOLVES HAND	代表取締役 北井 正志	大阪市西区南堀江 3 丁目 7 - 22
廣岡動物病院	院長 廣岡 雅満	伊賀市緑ヶ丘本町 1672 番地の 2
上野犬猫病院	院長 今高 尚登	伊賀市四十九町 2125 番地の 3
中島獣医科病院有限公司	院長 中島 尚紀	名張市桔梗が丘六番町一街区 8 番地
つつじが丘動物病院	院長 佐々木 直	名張市つつじが丘南八番町 113 番地
鴻之台動物病院	院長 辻 勝彦	名張市鴻之台二番町 101 番地
だいこくペットクリニック	院長 大黒 享子	名張市東田原 1135 番地の 143
森浜獣医科	院長 森濱 健司	伊賀市阿保 1322 番地
鹿深獣医科病院	院長 西澤 嘉人	甲賀市甲賀町大原市場 936 番地
さくらペットクリニック	院長 櫻井 剛	伊賀市平野東町 14 番地の 1
勝田動物診療所	院長 勝田 主税	伊賀市波敷野 117 番地
百合が丘動物病院	院長 吉川 知宏	名張市百合が丘西 1 番町 61

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊賀市告示第 100 号

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中医療福祉政策課の表、障がい福祉課の表 2 の項及び介護高齢福祉課の表を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 101 号

伊賀市視覚障がい児（者）歩行訓練等給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市視覚障がい児（者）歩行訓練等給付事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市視覚障がい児（者）歩行訓練等給付事業実施要綱（平成19年伊賀市告示第161号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改める。

第5条を削る。

第4条の見出しを「（事業の内容）」に改め、同条中「給付」を「事業」に、「訓練」を「歩行訓練等」に改め、「市長が適当と認める法人その他の団体（以下「事業者」という。）が実施する歩行訓練等とし」を削り、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「（事業の利用期間）」に改め、同条中「事業の実施期間」を「対象者」に、「歩行訓練等開始後1年以内の間とする」を「1人につき1年以内の期間において事業を利用することができる」に改め、同条ただし書中「当該実施期間を延長する」を「当該期間の延長をする」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「助成」を「事業」に改め、「なる者」の次に「（以下「対象者」という。）」を加え、「いる者」を「いるもの」に、「認める者」を「認めるもの」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この要綱において事業とは、視覚障がい児（者）に対し市長が適当と認める法人その他の団体（以下「事業者」という。）が実施する歩行訓練等を市が給付する事業をいう。

第6条の見出しを「(利用者の申請及び決定)」に改め、同条第1項中「(以下「申請者」という。)」を削り、「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改め、同条第2項中「場合」を「とき」に、「申請者」を「当該申請をした者」に改める。

第7条の見出しを「(経費負担)」に改め、同条中「前条」を「市長は、前条」に、「利用」を「給付」に、「負担額は、第5条に規定する額の範囲内においては無料」を「歩行訓練等に係る経費の額を事業者に対して支払うもの」に改め、同条ただし書中「公共交通機関の運賃等が必要な場合は利用者の負担」を「利用者1人につき1時間当たり7,000円かつ10回を限度」に改め、同条の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による支払は、事業者からの請求に基づき行う。
- 3 利用者は、利用した歩行訓練等に係る第1項の規定により支払われる額を超える額の経費又は公共交通機関の運賃等の実費等があるときは、当該費用の額を負担しなければならない。

第8条を削り、第9条を第8条とする

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 102 号

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校通学定期券購入費助成金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校通学定期券購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共交通機関の通学定期乗車券（以下「定期券」という。）を使用して三重県立みえ四葉ヶ咲中学校の学びの多様化学校に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって義務教育の円滑な運営に資することを目的として、予算の範囲内で交付する三重県立みえ四葉ヶ咲中学校通学定期券購入費助成金（以下「助成金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 17 条第 2 項の規定により、保護者が就学させる義務を負う子のうち、三重県立みえ四葉ヶ咲中学校に在籍し、かつ、伊賀市内に住所を有する者をいう。
- (2) 保護者 生徒の親権を行う者、生徒の未成年後見人その他生徒を現に監護する者をいう。

(助成の対象となる者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者は、次条に定める助成の対象となる定期券を購入した生徒の保護者とする。

(助成の対象となる定期券)

第 4 条 助成金の交付の対象となる定期券（以下「対象定期券」という。）は、

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校の学びの多様化学校に通学するために購入した定期券であって、その有効期間の全部又は一部が助成金の交付を受けようとする年度（以下「事業年度」という。）に属するものとする。ただし、当該定期券の購入に当たり、市の助成金その他これに類するものの交付を受ける場合は、当該定期券は、助成金の交付の対象としない。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、対象定期券を購入するのに必要な額以内の額とする。ただし、当該対象定期券の有効期間の一部が事業年度に属さない場合の助成金の額は、次の式により算定した額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

対象定期券の購入金額×（対象定期券の有効日数のうち事業年度に属する日数÷対象定期券の有効日数）

2 紛失等により再購入した対象定期券については、その有効期間のうち既に助成金の交付の対象となった当該紛失等をした対象定期券の有効期間と重複する期間を事業年度に属さないものとみなし、前項の規定を適用するものとする。

（助成金の交付の申請）

第6条 規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、事業年度の3月5日までの間に、三重県立みえ四葉ヶ咲中学校通学定期券購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、事業年度の3月5日までに申請ができないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、事業年度の3月31日まで申請することができる。

- (1) 対象定期券の写しその他の対象定期券の利用区間、有効期間等の内容が確認できるもの
- (2) 助成金を振り込む口座の口座番号等が確認できるもの
- (3) 助成金の交付を申請する者の身分証明書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（助成金の交付）

第7条 助成金の交付は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、規則第5条第1項の規定により交付の決定をした後にこれを行うものとし、当該交付をも

って規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知に代えることができる。

この場合において、規則第12条から第14条までの規定は、適用しない。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、三重県立みえ四葉ヶ咲中学校通学定期券購入費助成金不交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（助成金の終期）

第8条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 103 号

令和 7 年度における未利用間伐材バイオマス利用推進事業補助金交付要綱(平成 28 年伊賀市告示第 177 号) 第 4 条の別に定める期間、第 5 条の別に定める未利用間伐材の搬出重量 1 トン当たりの単価及び第 6 条の別に定める期限を下記のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 未利用間伐材の搬出重量 1 トン当たりの補助金単価 3,000 円
- 2 未利用間伐材搬出期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 10 日まで
- 3 補助金交付申請期限 令和 8 年 2 月 27 日

伊賀市告示第 104 号

伊賀市広告掲載要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市広告掲載要綱等の一部を改正する告示

(伊賀市広告掲載要綱の一部改正)

第1条 伊賀市広告掲載要綱（平成19年伊賀市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「総務部長」を「未来政策部長」に改める。

第16条中「総務部秘書広報課」を「未来政策部広聴広報課」に改める。

別表中「管財課長」を「資産経営課長」に、「住民課長」を「市民生活課長」に改める。

(伊賀市長の資産等の公開に関する条例施行規則第10条第2項及び第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱の一部改正)

第2条 伊賀市長の資産等の公開に関する条例施行規則第10条第2項及び第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱（平成19年伊賀市告示第174号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊賀市役所総務部秘書広報課」を「伊賀市未来政策部秘書課」に改める。

(伊賀市行政情報番組市民スタッフ設置要綱の一部改正)

第3条 伊賀市行政情報番組市民スタッフ設置要綱（平成29年伊賀市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部秘書広報課」を「未来政策部広聴広報課」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 105 号

伊賀市行政経営アドバイザー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市行政経営アドバイザー設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市行政経営アドバイザー設置要綱（令和 3 年伊賀市告示第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「デジタル自治推進局」を「未来政策部公共・人づくり推進課」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第106号

伊賀市保育所等副食費無償化事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市保育所等副食費無償化事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市保育所等副食費無償化事業実施要綱（令和6年伊賀市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第33号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第4条第1項ただし書中「4,800円」を「条例第13条第4項の規定により市が徴収する公立保育所における副食費の額」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第107号

伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市保育所等副食費無償化事業補助金交付要綱（令和6年伊賀市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第6条中「4,800円」を「伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第33号）第13条第4項の規定により市が徴収する公立保育所における副食費の額」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 108 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 6 年島ヶ原村告示第 46 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

町区自治会

代表者の氏名 西口 光洋

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 6130 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 北畑 和則

新代表者の氏名 西口 光洋

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 6052 番地の 4

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 6130 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 109 号

青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 126 号）第 6 条に規定する使用料（運動施設に係るものに限る。）の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 委託した相手方

名称 株式会社西條
代表取締役 中村 浩
所在地 伊賀市中友生 1240 番地

2 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

伊賀市告示第 110 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年島ヶ原村告示第 32 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

大道区

代表者の氏名 上田 重成

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 827 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 川村 章

新代表者の氏名 上田 重成

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 798 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 827 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 111 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年島ヶ原村告示第 23 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

中村区

代表者の氏名 山下 信幸

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4766 番地の 10

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 藪中 雅晴

新代表者の氏名 山下 信幸

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4155 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4766 番地の 10

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年島ヶ原村告示第 25 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

川南区

代表者の氏名 河 茂幸

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 11926 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 南 博人

新代表者の氏名 河 茂幸

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 12069 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 11926 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 113 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年島ヶ原村告示第 31 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

中矢区

代表者の氏名 西尾 吉正

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 16171 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 檜森 久誉

新代表者の氏名 西尾 吉正

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 16156 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 16171 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 114 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
J R 島ヶ原駅を守る会 代表 森下 広志
伊賀市島ヶ原 5771 番地の 2
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 3 月 6 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営島ヶ原駐
車場の駐車料金
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 115 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
佐那具駅構内営業運営委員会
伊賀市外山 281 番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 3 月 17 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営佐那具駅駐
車場の駐車料金
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 116 号

令和 7 年度における伊賀産材ブランド化事業補助金交付要綱（令和 3 年伊賀市告示第 57 号）第 5 条の別に定める補助対象伊賀産材の出荷材積 1 m³当たりの単価及び第 6 条の別に定める期限を下記のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 補助対象伊賀産材の出荷材積 1 m³当たりの単価 500 円
- 2 補助金交付申請期限 令和 8 年 3 月 31 日

伊賀市告示第 117 号

伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付要綱（令和 2 年伊賀市告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金交付要綱

第 1 条中「定期券」という。）の次に「又は通学用割引普通回数乗車券（以下「回数券」という。）」を加え、「伊賀鉄道通学定期券購入費助成金」を「伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金」に改める。

第 2 条中「定期券」の次に「又は回数券」を加える。

第 3 条の見出し中「定期券」を「定期券等」に改め、同条第 1 項中「定期券」という。）の次に「及び回数券（以下「対象回数券」という。）（以下これらを総称して「対象定期券等」という。）」を、「有効な定期券」の次に「及び回数券」を加え、「その有効期間の全部又は一部が助成金の交付を受けようとする年度（以下「事業年度」という。）に属するものとする」を「次に掲げるものとする」に改め、同項ただし書中「当該定期券の」を「対象定期券又は対象回数券の」に、「当該定期券は」を「当該対象定期券及び対象回数券は」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) その有効期間の全部又は一部が助成金の交付を受けようとする年度（以下「事業年度」という。）に属する定期券
- (2) 事業年度において購入された回数券であって、券面から明らかに通学に供するものであることが判断できるもの

第 3 条第 2 項中「定期券」を「対象定期券」に改める。

第 4 条第 1 項本文中「対象定期券」を「対象定期券等それぞれの」に、「の額（100 円）」を「の額（その額に 100 円）」に改め、「切捨てた額」の次に「の合計額」を加え、同項た

だし書き中「助成金の額」を「当該対象定期券の購入金額」に改め、「(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を削り、同項の式中「 $\div 3$ 」を削る。

第5条中「伊賀鉄道通学定期券購入費助成金交付申請書兼請求書」を「伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金交付申請書兼請求書」に改め、同条第1号中「対象定期券」を「対象定期券等」に改める。

第6条第2項中「伊賀鉄道通学定期券購入費助成金不交付決定通知書」を「伊賀鉄道通学定期券等購入費助成金不交付決定通知書」に改める。

附則第2項の見出し中「令和6年度」を「令和7年度」に改め、同項中「令和6年度」を「令和7年度」に改め、「 $\left[\frac{\text{対象定期券の購入金額}}{3} \times \text{対象定期券の有効日数のうち事業年度に属する日数} \div \text{対象定期券の有効日数} \right]$ とあるのは「 $\left[\frac{\text{対象定期券の購入金額}}{2} \times \text{対象定期券の有効日数のうち事業年度に属する日数} \div \text{対象定期券の有効日数} \right]$ と」を削る。

様式第1号中「通学定期券購入費」を「通学定期券等購入費」に、

「申請者（請求者）」

〒 ー

住所

氏名

電話番号

通学定期券利用者との関係 本人 保護者

「申請者（請求者）」

〒 ー

住所

氏名

電話番号

通学定期券利用者との関係 本人 保護者

を

に改める。

振込口座は申請者の名義のものに限ります。」

様式第2号中「通学定期券」を「通学定期券等」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 118 号

伊賀市公共交通通学定期券購入費重点支援助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市公共交通通学定期券購入費重点支援助成金交付要綱の一部を改正する告示
伊賀市公共交通通学定期券購入費重点支援助成金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 203 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市公共交通通学定期券等購入費重点支援助成金交付要綱

第 1 条中「定期券」という。）の次に「又は通学回数乗車券（以下「回数券」という。）」を加え、「伊賀市公共交通通学定期券購入費重点支援助成金」を「伊賀市公共交通通学定期券等購入費重点支援助成金」に改める。

第 2 条の見出し中「定期券」を「定期券等」に改め、同条中「（以下「対象定期券」という。）」を「及び回数券」に、「その有効期間の全部又は一部が令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間（以下「助成対象期間」という。）に属する定期券（航空機、新幹線、高速バス（伊賀市内の区間を除く。）及び伊賀鉄道の定期券を除く。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条ただし書中「当該定期券の」を「当該定期券又は回数券」に、「、当該定期券は」を「、当該定期券及び回数券は」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (1) その有効期間の全部又は一部が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間（以下「助成対象期間」という。）に属する定期券（航空機、新幹線等特別料金を要するもの及び伊賀鉄道の定期券を除く。）
- (2) 助成対象期間に購入された回数券であって、券面から明らかに通学に供するものであることが判断できるもの

第 3 条本文中「対象定期券」を「助成金の交付の対象となる定期券（以下「対象定期券等」という。）又は回数券（以下「対象回数券」という。）（以下これらを総称して「対象定

期券等」という。))に改め、同条ただし書中「、対象定期券」を「、当該」に、「者が当該対象定期券」を「者が対象定期券等」に、「、当該対象定期券」を「、当該対象定期券等」に改める。

第4条第1項本文中「、対象定期券」の次に「及び対象回数券それぞれ」を加え、「の額(100円)」を「の額(その額に100円)」に、「額」を「額」の合計額」に改め、同項ただし書中「助成金の額」を「当該対象定期券の購入金額」に改め、「(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を削り、同項の式中「÷2」を削り、同条第2項中「対象定期券」を「対象定期券等」に、「(100円)」を「(その額に100円)」に改める。

第5条第1項中「令和6年5月10日から令和7年3月5日」を「令和7年5月9日から令和8年3月5日」で「に、「伊賀市公共交通通学定期券購入費重点支援助成金交付申請書」を「伊賀市公共交通通学定期券等購入費重点支援助成金交付申請書」に改め、同項ただし書中「令和7年」を「令和8年」に改め、同項第1号中「対象定期券」を「対象定期券等」に改め、同条第2項中「対象定期券」を「対象定期券等」に改める。

第6条第2項中「伊賀市公共交通通学定期券購入費重点支援助成金不交付決定通知書」を「伊賀市公共交通通学定期券等購入費重点支援助成金不交付決定通知書」に改める。

附則第2項中「令和7年」を「令和8年」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第2号中「定期券」を「定期券等」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 119 号

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市空き家バンク制度に関する要綱（平成 28 年伊賀市告示第 175 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「主に居住を」を「居住を主たる」に改め、「建築された」の次に「個人が所有する」を加え、「居住し、又は利用されていないもの（）」を「居住していない、又は」に改め、「を含む。）」を削る。

第 3 条の見出し中「注意」を「注意等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 伊賀市暴力団排除条例（平成 23 年伊賀市条例第 1 号）第 2 項第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又はその関係者にある者は、この要綱の規定による空き家バンク制度を利用することができない。

第 3 条の 3 に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める方法

第 4 条第 1 項中「又はその」を「、その」に、「その他」を「、法定代理人その他」に、「制度への」を「制度に」に改め、「市長が別に定める様式に」及び「を貼付したもの」を削り、同条第 2 項中「その内容を確認し、当該申込みに係る空き家に立入調査を行い、適当であると認めたときは、当該」を「当該申込みに係る」に、「当該空き家の価格査定及び物件査定（以下「査定等」という。）を行う」を「バンク登録の可否を審査した後、空き家バンク制度に当該空き家の情報を登録する」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 3 項中「前項に規定する」を「空き家の所有者等立会いのもと当該空き家の価格及び物件査定（以下「査定等」という。）を行うものとし、」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、前項の規定によりバンク登録をしたときは、空き家バンク制度登録完了通知書（様式第 3 号）により、第 1 項の規定による申込みを行った所有者等に通知するもの

とする。

第5条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第6条第1項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第7条中「ホームページ及び情報誌」を「インターネット等」に改める。

第7条の2第1項中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 空き家に定住し、若しくは定期的に滞在し、空き家を店舗等として定期的に使用することが見込まれること。

イ 空き家を適正に管理することで、地域の活性化若しくは、住環境の安全安心の確保が見込まれること。

第7条の2第2項第4号を削る。

第8条中「様式第8号」を「様式第9号」に改める。

第9条第1項中「様式第9号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第11号」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条中「バンク登録を受けた空き家」を「登録物件」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(バンク登録を受けた空き家の売買の例外)

第10条 市長は、バンク登録を受けた空き家（以下「登録物件」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該バンク登録を受けた空き家の所有者の同意を得た上で、その売買を認めることができる。

- (1) 第7条の規定によりバンク登録をした空き家に関する情報を公開した日（以下「情報公開日」という。）から起算して6月を経過した日の翌日以後において売買契約が成立していない登録物件であって、第7条の2の規定による利用登録をした媒介事業者（ただし、同条第2項第1号イの要件を満たす者に限る。）が購入を希望する場合
- (2) 情報公開日から起算して1年を経過した日の翌日以後において売買契約が成立していない登録物件であって、第7条の2の規定による利用登録をした者（ただし、同

条第2項第1号イの要件を満たす者に限る。)が購入を希望する場合
別表第2中「健康保険証」を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

様式第10号中「第9条の」を「第9条第2項の」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号中「抹消を」を「伊賀市空き家バンク制度に関する要綱第9条第1項の規定により抹消を」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第8号を様式第9号とし、様式第7号を様式第8号とする。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

【様式第7号】

様式第6号を削り、様式第5号を様式第6号とする。

様式第4号中「抹消を」を「伊賀市空き家バンク制度に関する要綱第6条の規定により抹消」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号を様式第4号とする。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

【様式第3号】

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第6号及び様式第9号による用紙で、現に現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 120 号

伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に所在する民間保育所等における保育士等の確保及び定着を図るため、民間保育所等に正規職員の保育士等として新たに雇用された者に対し伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間保育所等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項に規定する地域型保育事業所又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園であつて、国（国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置したものをいう。
- (2) 保育士等 法第 18 条の 4 に規定する保育士、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 14 条第 1 項に規定する保育教諭又は学校教育法第 27 条に規定する教諭をいう。
- (3) 正規職員 民間保育所等を運営している事業者（以下「事業者」という。）に直接雇用され、1 週間当たりの勤務時間が 40 時間かつ 1 週間当たりの勤務日数が 5 日以上のものであつて、雇用期間の定めがないものをいう。

(奨励金の種類)

第3条 奨励金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 就労奨励金
- (2) 移住奨励金
(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 就労奨励金 継続する雇用期間6月につき50,000円。ただし、第6条第1項で規定する就労奨励金申請者1人につき30万円を限度とする。
- (2) 移住奨励金 100,000円
(交付の対象となる者)

第5条 就労奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日以後に新たに民間保育所等の正規職員の保育士等として雇用された者（以下この条において「対象保育士等」という。）
 - (2) 対象保育士等として雇用された日の前日から起算して過去2年以内に市内に所在する民間保育所等又は法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設に正規職員として勤務した経験がない者
 - (3) 対象保育士等として雇用された日から起算して6月を超えて引き続き雇用されている者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就労奨励金の交付の対象としない。
- (1) 施設長、園長、所長、管理者その他これらに準ずる者として事業者には雇用されている者
 - (2) 事業者の役員である者
 - (3) 過去に就労奨励金の交付を受けた者（引き続き交付を受けている場合を除く。）
- 3 移住奨励金の交付の対象となる者は、就労奨励金の交付を受けた者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 対象保育士として雇用された日の前日から起算して過去3月以内に市外から転入した者であって、その転入日から起算して過去2年以内に伊賀市の住民基本台帳に登録されたことがないもの
 - (2) 対象保育士として雇用された日から起算して1年を超えて引き続き雇用されている者

(就労奨励金の交付の申請)

第6条 就労奨励金の交付を受けようとする者（以下「就労奨励金申請者」という。）は、伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (2) 雇用契約書の写し
- (3) 履歴書
- (4) 継続勤務見込証明書（様式第2号）（次項に規定する継続雇用期間が12月に達していない場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、引き続き雇用されている期間（以下「継続雇用期間」という。）12月につきまとめて行うものとする。この場合において、初回の申請については継続雇用期間が11月を経過した日から1年6月を経過する日までの間に、2回目の申請については1年11月を経過した日から2年6月を経過する日までの間に、3回目の申請については2年11月を経過した日から3年6月を経過する日までの間に行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、交付の申請をしようとする就労奨励金に係る継続雇用期間が6月を超え12月に満たないときは、第1項の規定による申請は、継続雇用期間6月についてのみ行うことができる。

(移住奨励金の交付の申請)

第7条 移住奨励金の交付を受けようとする者（以下「移住奨励金申請者」という。）は、申請書に住民票の写しを添えて、継続雇用期間が11月を経過した日から1年6月を経過する日までの間に、市長に申請しなければならない。

(継続雇用期間の算定)

第8条 第5条第1項第3号及び第3項第2号における継続雇用期間の算定は、1月当たりの勤務日数が要勤務日数の半数をこえて勤務する月を1月として算定する。

2 就労奨励金申請者又は移住奨励金申請者は、継続雇用期間において次に掲げる期間があるときは、当該各号に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。

- (1) 産前産後休業の期間（出産予定月から起算して前後2月の期間を限度とする。） 母子手帳の写し

- (2) 育児休業の期間（子どもが3歳に到達するまでの期間に限る。） 母子手帳の写し及び当該期間を証明できるもの
- (3) 疾病による休業の期間（1年を超えない期間で医師による診断書により治療が必要と認められる期間に限る。） 医師が発行した診断書の写し
- (4) 前3号に掲げる休業以外の休業の期間（1月に限る。） 当該休業の理由及び期間を証明できるものその他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定により提出された書類により前項各号の休業期間を相当と認めるときは、継続雇用期間から当該休業期間を控除して得た期間を継続雇用期間とみなす。

4 就労奨励金申請者又は移住奨励金申請者が第2項各号に掲げる期間を超えて休業したと認められるときは、雇用の継続が終了したものとみなす。

（奨励金の交付の決定及び交付額の確定等）

第9条 市長は、第6条又は第7条の申請があったときは、その内容を審査し、就労奨励金及び移住奨励金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付決定通知書（様式第3号）により就労奨励金申請者又は移住奨励金申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、奨励金を交付しないことの決定をしたときは、伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金申請却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 121 号

伊賀市自伐林家等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市自伐林家等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自伐林家を中心とした林業従事者の森林施業の機械化促進及び安全性向上を図り、持続的な林業経営を確立するため、林業機械の導入、林業機械のレンタル、労働安全及び作業効率の向上、林業研修の受講並びに資格取得に対して支援するために交付する伊賀市自伐林家等支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自伐林家等 山林所有の有無、所有規模等にかかわらず、森林の経営又は管理若しくは施業を自ら行う自立・自営的な林業に従事する者をいう。
- (2) 中古機械 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項に規定する古物であって、同法第 3 条の許可を受けた者が販売する林業機械をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自伐林家等であって、伊賀市内にある地域森林計画の対象となっている私有林（以下「対象森林」という。）を所有する者（対象森林における森林施業又は木材の集材・搬出の委任を受ける者を含む。）であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 伊賀市暴力団排除条例（平成 23 年伊賀市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員と関係がある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

2 別表事業の欄に掲げる林業機械導入支援事業におけるチェーンソーの導入に係る補助対象者は、チェーンソーによる伐木等の業務に関わる特別教育（チェーンソー講習）の修了者とする。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、国、県その他地方公共団体等の補助制度の対象となっているもの（市長が特に認めるものを除く。）については、補助金の交付の対象としない。

2 林業機械導入事業における林業機械の購入は、新品機械及び中古機械に係る購入経費（林業機械の運搬に係る経費を除く。）を、林業機械レンタル支援事業における林業機械の借用は、当該機械の借用期間のうち補助金の交付の申請年度に属する期間に係る経費を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表事業の欄に掲げる事業ごとに算出するものとし、同表の種目の欄に掲げる種目に応じ、それぞれ当該種目に係る補助対象経費に同表補助率の欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額と同表補助限度額の欄に掲げる額の合計額を比較していずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市自伐林家等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業計画（実績）書兼収支予算（決算）書（様式第2号）

(2) 仕様等が確認できるカタログ等の写し

(3) 補助対象経費の額を確認できる見積書等又は講習会等の参加費を確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象事業につき1年度1回限りとする。

（実績報告書の様式）

第7条 補助対象事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかか

ならず、伊賀市自伐林家等支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 伊賀市自伐林家等支援事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 事業計画（実績）書兼収支予算（決算）書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (4) 林業機械の導入及びレンタル、装備及び新技術の導入、資格の取得等を確認できる写真（林業機械については製造番号が確認できる写真）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（取得財産の管理及び処分の制限）

第8条 補助金に係る規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げる林業機械導入支援事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図り、その管理状況を明らかにしておかなければならない。ただし、当該取得財産が補助事業完了の日の属する年度の末日から5年を経過したときは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書に定める期間内において、伊賀市自伐林家等支援事業取得財産管理状況報告書兼実績報告書（様式第4号）を事業年度の翌年度5月31日までに、市長に報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定に違反したときは、補助金の全部を返還しなければならない。
- 4 規則第22条に規定する取得財産に係る処分の承認の申請は、伊賀市自伐林家等支援事業取得財産処分等承認申請書（様式第5号）を提出して行わなければならない。この場合において、補助事業者は、特別な事情がない限り、5年から取得財産の使用年数を差し引いた年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を5年で除して得た数に補助金交付額を乗じて得た額を返還しなければならない。

（補助金の終期）

第9条 補助金の交付は、特別な事情がない限り、令和9年度までとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第8条関係）

補助の対象			補助率	補助 限度額
事業	経費	種目		
林業機械 導入支援 事業	種目の欄 に掲げる 機械の導 入に要す る経費	(1) チェーンソー	1/2	50,000 円
		(2) 手動ウインチ		50,000 円
		(3) バックホウ	1/3	1 人につき、 (3)～(6)に係る 補助金の合計 額で、年間 500,000 円を 上限とする。
		(4) ウインチ		
		(5) 林内作業車		
		(6) アタッチメント（グラスパー、グラップル）		
林業機械 レンタル 支援事業	種目の欄 に掲げる 機械のレ ンタルに 要する経 費	(1) バックホウ	1/2	1 人につき、 (1)～(6)に係る 補助金の合計 額で、年額 200,000 円を 上限とする。
		(2) トラック		
		(3) 林内作業車		
		(4) クローラダンプ		
		(5) フォワーダー		
		(6) その他市長が認めるもの		
労働安 全・作業 効率化支 援事業	種目の欄 に掲げる 装備の導 入に要す る経費	(1) チェーンソー防護ズボン	1/2	1 人につき、 (1)～(8)に係る 補助金の合計 額で年額 50,000 円を 上限とする。
		(2) チェーンソー防護チャップス		
		(3) 防刃脚絆		
		(4) チェーンソー防護ブーツ		
		(5) 林業用安全靴		
		(6) 林業用ヘルメット		
		(7) 空調服		
		(8) その他市長が認めるもの		
	種目の欄	(9) 先端技術等を用いて生産性、		30,000 円

	に掲げる 新技術の 導入に要 する経費	労働安全衛生の向上に資する 林業に使用される器具、アプリ ケーションソフトウェア等の うち市長が認めるもの		
林業研修 及び資格 取得支援 事業	種目の欄 に掲げる 講習等を 通じて専 門的かつ 高度な技 術の取得、 資格の取 得、安全意 識の向上 等に要す る経費(受 講料及び テキスト 代に限 る。)	(1) チェーンソーによる伐木等 の業務に係る特別教育	10/10	30,000 円
		(2) みえ森林・林業アカデミーの 各講座		無し
		(3) 前2号に掲げるもののほか、 市長が認めるもの	1/2	10,000 円

伊賀市告示第 122 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社ソラスト
東京都港区港南 2 - 15 - 3 品川インターシティ C 棟 12 階
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 3 月 14 日
- 3 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年伊賀市条例第 15 号）第 7 条に規定する使用料及び手数料
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 123 号

伊賀市家庭児童相談室設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市家庭児童相談室設置要綱等の一部を改正する告示

(伊賀市家庭児童相談室設置要綱の一部改正)

第1条 伊賀市家庭児童相談室設置要綱(平成16年伊賀市告示第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「こども家庭支援課」を「こどもの育ち支援課」に改める。

(伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱の一部改正)

第2条 伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱(平成21年伊賀市告示第143号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第11条中「こども家庭支援課」を「こどもの育ち支援課」に改める。

(伊賀市発達障がい児等支援事業実施要綱の一部改正)

第3条 伊賀市発達障がい児等支援事業実施要綱(令和2年伊賀市告示第46号)の一部を次のように改正する。

第5条中「こども家庭支援課」を「こどもの育ち支援課」に改める。

(伊賀市こども家庭センター設置運営要綱の一部改正)

第4条 伊賀市こども家庭センター設置運営要綱(令和6年伊賀市告示第171号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第5条第2項中「こども家庭支援課」を「こどもの育ち支援課」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 124 号

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則の一部を改正する告示

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則（平成17年伊賀市告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「企画振興部長」を「未来政策部長」に、「産業振興部長」を「産業農林部長」に改める。

別表第 2 中「企画振興部総合政策課長」を「未来政策部未来政策課長」に、「財務部管財課長」を「財務部資産経営課長」に、「人権生活環境部生活環境課長」を「環境センター所長」に、「産業振興部農林振興課長」を「産業農林部農林振興課長」に、「産業振興部農村整備課長」を「産業農林部農村整備課長」に、「産業振興部商工労働課長」を「産業農林部商工労働課長」に、「産業振興部中心市街地推進課長」を「産業農林部中心市街地推進課長」に、「農業委員会事務局次長」を「農業委員会事務局長」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 125 号

伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の一部を改正する告示

伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱（平成 28 年伊賀市告示第 255 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「企画振興部総合政策課」を「未来政策部未来政策課」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 126 号

さまざま広場掲示板の管理に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

さまざま広場掲示板の管理に関する要綱の一部を改正する告示

さまざま広場掲示板の管理に関する要綱（令和2年伊賀市告示第240号）の一部を次のように改正する。

第6条中「産業振興部」を「産業農林部」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 127 号

I G A B I T O 育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

I G A B I T O 育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

I G A B I T O 育成事業補助金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市内の県立高等学校」を「市内に本校又は分校が所在する高等学校及び伊賀地域に所在する高等専門学校（以下「市内の高等学校等」という。）」に改める。

第 2 条中「市内の県立高等学校」を「別表に掲げる市内の高等学校等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条関係）

区分	学校名
市内に本校、分校が所在する高等学校	三重県立あけぼの学園高等学校 三重県立伊賀白鳳高等学校 三重県立上野高等学校 愛農学園農業高等学校 桜丘高等学校 神村学園高等部伊賀
伊賀地域に所在する高等専門学校	近畿大学工業高等専門学校

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 128 号

伊賀市市政出前講座実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市市政出前講座実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市市政出前講座実施要綱(令和 5 年伊賀市告示第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「希望する出前講座」の次に「のテーマ」を、「課」の次に「(以下「所管課」という。)」を加え、同条第 2 項中「課」を「所管課」に改め、同条第 3 項中「課は」を「所管課は」に、「秘書広報課」を「広聴広報課」に改める。

第 7 条第 1 項中「を所管する課」を「の所管課」に改め、同条第 2 項中「秘書広報課」を「広聴広報課」に改める。

第 9 条第 3 号中「前 2 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 苦情や要望等が主たる目的となるおそれのあるとき。

(4) 市の正式な回答や文書による回答を求められるとき。

第 10 条中「所管する課」を「所管課」に改める。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(市長出前講座の取扱い)

第 11 条 市は、第 2 条の規定により示す出前講座のほか、市政の運営、まちづくり等の市政の方向性に関する意見交換を行うため、市長が行う出前講座（以下「市長出前講座」という。）を実施するものとする。

2 市長出前講座の実施に係る一切の事務については、市長出前講座の利用を希望する団体が指定するテーマを所管する課が行うものとする。この場合においては、第 3 条から第 10 条までの規定を適用する。

3 市は、市長出前講座の開催中において、次のいずれかに該当すると認めるときは、市長出前講座を中止し、又は中断することができる。

(1) 特定の個人・団体等に対する誹謗、中傷となるおそれがあるとき。

(2) 第1項に規定する市長出前講座の趣旨に反するとき。

様式第1号中「★出前講座を開催する場合は、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策をお願いします。対策が不十分な場合や感染拡大のおそれがある場合は、開催の延期やお断りをする場合があります。」を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 129 号

伊賀市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、個別的配慮が必要な児童に対し、伊賀市内に設置された保育所における受入体制を整備し、他の児童と同じ空間で包括的に教育・保育を行うこと(以下「インクルーシブ教育・保育事業」という。)により、当該児童及び他の児童の健全な発達や人格形成を支援するとともに、児童福祉の増進を図るために実施する伊賀市インクルーシブ教育・保育事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個別的配慮が必要な児童 心身に障がいのある児童(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)又は身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童をいう。)又は成長過程の中で何らかの理由により発達に遅れが見られる児童であつて、日々の生活・保育等の中で、何らかの個別的な支援が必要となるもので、第 7 条に規定する審査会が保育所等で行う集団保育になじみ、日々通所できると認めるものをいう。
- (2) 保育所等 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第 7 条第 4 項に規定する保育所、幼稚園、認定こども園又は法第29条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(3) 保護者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。

(実施場所)

第3条 インクルーシブ教育・保育事業は、伊賀市内に設置された全ての保育所等において実施するものとする。

(実施方法)

第4条 インクルーシブ教育・保育事業の実施は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 個別的配慮が必要な児童に対し、合理的な配慮を踏まえそれぞれの障がい又は発達特性等に応じた処遇を行うこと。
- (2) 個別的配慮が必要な児童の受入れに当たっては、保護者や各関係機関から当該児童の生活実態等について事前に聴取し、個別支援計画等を作成すること。
- (3) 個別的配慮が必要な児童に対し、可能な限り集団生活の場を用意し、一人一人の発達特性に応じた保育を行うものとし、保育形態は集団保育とすること。
- (4) 保育所等の施設長は状況等に応じ、専門的に必要な指導又は助言を得るため、各関係機関と密接な連携を図ること。

(事業の利用の申出)

第5条 事業の利用を希望する個別的配慮が必要な児童の保護者は、児童調査票(様式第1号)に次の書類を添えて市長に申し出なければならない。

- (1) 関係機関からの情報共有同意書(様式第2号)
- (2) 当該児童の状況を把握できる書類(診断書等)

(審査会)

第6条 市長は、前条の規定による申し出に係る事業の利用の必要性を審査するため審査会を設置する。

(所掌事務)

第7条 審査会は、事業の利用に必要な次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 個別的配慮が必要な児童の状況に応じた支援の必要性に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、インクルーシブ教育・保育事業の推進に関すること。

(組織)

第8条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 伊賀市立上野総合市民病院に勤務する医師
- (2) 市内保育所等の施設長
- (3) 健康福祉部こどもの育ち支援課に所属する職員
- (4) 教育委員会事務局学校教育課に所属する指導主事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 130 号

伊賀市心身障がい児療育保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市心身障がい児療育保育事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市心身障がい児療育保育事業実施要綱（平成 23 年伊賀市告示第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「を有する乳幼児」を「のある児童」に、「適切な療育保育を行い、その発達促進と障がいの軽減を図り、社会生活への円滑な参加と健全な成長を促進し、福祉の増進を図ることを目的」を「対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようそれぞれの障がいの特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助（以下「療育保育」という。）を行うために実施する心身障がい児療育保育事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条中「児童で」を「障がい児で」に、「第 5 条」を「第 6 条」に、「児童と」を「ものと」に改める。

第 3 条中「もの及び」を「認可又は」に改める。

第 4 条第 2 項中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の最低基準」に改める。

第 5 条から第 7 条までを次のように改める。

(事業の利用の申出)

第 5 条 事業の利用を希望する障がい児（以下「対象障がい児」という。）の保護者は、児童調査票（様式第 1 号）に、次の書類を添えて市長に申し出なければならない。

- (1) 関係機関からの情報共有同意書（様式第 2 号）
- (2) 対象障がい児の状況を把握できる書類（診断書等）

(審査会)

第 6 条 市長は、前条の規定による申出に係る事業の利用に関し必要な事項を審査するため、伊賀市療育保育審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第7条 審査会は、事業の利用の審査に必要な次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対象障がい児の観察の実施
- (2) 対象障がい児の分析と相互診断
- (3) 総合判定
- (4) 認可保育所への入所後の指導及び相談

第8条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(組織)

第8条 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 伊賀市立上野総合市民病院に勤務する医師
- (2) 市内保育所等の施設長
- (3) 健康福祉部こどもの育ち支援課に所属する職員
- (4) 教育委員会事務局学校教育課に所属する指導主事
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において行う。

附則の次に次の2様式を加える。

【様式第1号】

【様式第2号】

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 131 号

伊賀市学生消防団活動認証制度実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、大学院、専修学校又はその他各種学校（以下「大学等」という。）に在学しながら、真摯かつ継続的に本市の消防団員として消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した者（以下「大学生等」という。）に対して、本市がその功績を認証することにより就職活動を支援することで、大学生等の消防団への入団を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 本制度による功績の認証（第 4 条に規定する認証をいう。次条において同じ。）の対象となる者は、大学生等又は大学等を卒業して 3 年以内の者であって、在学中に本市の消防団員として 1 年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行ったもの（以下「認証対象団員」という。）とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請)

第 3 条 本制度による功績の認証を希望する認証対象団員は、消防団長に認証推薦依頼書（様式第 1 号）を提出するものとする。

- 2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、当該認証対象団員に活動実績があると認め、市長に対して本制度による認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦するとき、市長に認証推薦書（様式第 2 号）を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象団員の実績があったことを確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出されたときは、当該認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会へ多大なる貢献をしたかどうかについて審査を行い、当該認証対象団員の功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決定するものとする。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 市長は、前条の審査により認証することを決定したときは、第3条第2項の規定により認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、前条の審査により認証しないことを決定したときは、第3条第2項の規定により認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、認証することを決定した者（以下「被認証者」という。）に対して、伊賀市学生消防団活動認証状（様式第5号）（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認証者から伊賀市学生消防団活動認証証明書交付申請書（様式第6号）の提出があったときは、当該被認証者の就職活動時に企業に提出するために必要となる範囲において、伊賀市学生消防団活動認証証明書（様式第7号）（以下「認証証明書」という。）を交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認証の決定を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたとき又は刑に処せられたとき。
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があったとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があったとき。

2 前項の規定により認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに市に返却しなければならない。

(本制度の周知)

第8条 市は、本制度について、消防団を通じて、消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、消防本部地域防災課において所掌する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 132 号

伊賀市施設型給付費等交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市施設型給付費等交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育所等（保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）及び地域型保育事業所（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 43 条第 1 項に規定する地域型保育事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対し、当該保育所等の運営に要する費用等（以下「施設型給付費等」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる費用等)

第 2 条 市は、支援法及びこれに基づく命令（告示を含む。）並びにこの要綱に定めるところにより、次の各号に掲げる保育所等に対し、施設型給付費等のうち当該各号に定める費用等を交付するものとする。

- (1) 特定保育所（支援法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）
保育費用（同項に規定する保育費用をいう。）
 - (2) 特定保育所以外の保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園 施設型給付費（支援法第 11 条に規定する施設型給付費をいう。）
 - (3) 地域型保育事業所 地域型保育給付費（支援法第 29 条に規定する地域型保育給付費をいう。）
- 2 市は、保育所等に対し、施設型給付費等のうち次に掲げる事業に要する費用等を予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 予約保育促進事業
 - (2) 低年齢児配置基準改善促進事業
 - (3) 障がい児加配促進事業
 - (4) 世代間交流促進事業
- (年齢計算等)

第3条 施設型給付費等の算定に当たり、保育所等に入所している子どもの年齢は、当該年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。

- 2 前条第2項に規定する額は、別表に定める算定基準により算定した額とする。
- (請求)

第4条 保育所等は、第2条第1項に規定する費用等の交付を受けようとするときは、当該交付を受けようとする月の1日までに、施設型給付費等請求書(様式第1号)を市長に提出することにより、請求しなければならない。

- 2 保育所等は、第2条第2項に規定する費用等の交付を受けようとするときは、当該交付を受けようとする年度の末日までに保育所等運営費請求書(様式第2号)を市長に提出することにより、請求しなければならない。

(実績報告)

第5条 前条第1項又は第2項の交付を受けた保育所等は、当該交付に係る会計年度が終了したときは、当該会計年度の末日から30日以内に市長に対して保育所等運営実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(返還)

第6条 市長は、第4条第1項の費用等の交付を受けた保育所等が偽りその他不正の手段により当該交付を受けたことが判明したときは、支援法第12条に定めるところにより、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第4条第2項の費用等の交付を受けた保育所等が偽りその他不正の手段により当該交付を受けたことが判明したときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象事業	交付の目的	事業等の内容	交付の額 又は交付率
予約保育 促進事業	保育所等において、年度途中に入所をする児童に対して職員を配置している間の人件費等の負担軽減を図る。	<p>年度途中から入所する0歳児の児童に対して、年度当初から配置された保育士の当該入所月の4ヶ月前からの人件費として伊賀市会計年度任用職員（保育士資格有）の月額単価を交付する。</p> <p>対象職員は、施設型給付費の配置基準の対象となる職員以外の者で、年度途中に入所する児童のために当該年度4月1日から配置されている者であること。</p>	伊賀市会計年度任用職員（保育士資格有）と同額
低年齢児 配置基準 改善促進 事業	児童及び保護者の支援を充実させるため、家庭訪問の実施による保護者への支援体制の構築や児童に対する保育の質の向上を図る。	<p>保育士配置基準を1歳児に対して4対1もしくは5対1、2歳児に対して5対1とするために加配した保育士に対し、伊賀市会計年度任用職員（保育士資格有）の月額単価を、配置された月数に応じて交付する。</p> <p>対象職員は、施設型給付費の配置基準の対象となる職員以外の者で、前年度の入入れ可能児童数を下回ることなく、市が定める保育士配置基</p>	伊賀市会計年度任用職員（保育士資格有）と同額

		準により加配された職員であること。	
障がい児 加配促進 事業	障がいなどの有無にかかわらず、互いの違いを尊重しあい、ともに育ちあうことができるインクルーシブ保育の促進を図る。	伊賀市インクルーシブ教育・保育事業実施要綱に定める審査会において、個別的配慮が必要とされた児童に保育を実施するため加配された職員（保育士、幼稚園教諭）に対し、伊賀市会計年度任用職員（保育士資格有）の月額単価を、配置された月数に応じて交付する。	伊賀市会計年度任用職員（保育士資格有）と同額
世代間交流促進事業	地域の高齢者や小学生児童、未就園児などとの交流会や人権講演会、農作業体験を通じた交流を行い、子どもの豊かな心や思いやりの心を育む。	保育所等で地域の高齢者、小学生児童、未就園児などとの交流によって要した、交流会や人権講演会、農作業体験などの費用（報償費、消耗品費、印刷製本費、賄材料費、燃料費、使用料及び賃借料（機械器具借上料、会場借上料、自動車借上料）、備品購入費）を交付する。	1 施設 上限 140,000 円

伊賀市告示第 133 号

伊賀市介護保険住宅改修費支給申請に係る理由書作成手数料支給事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市介護保険住宅改修費支給申請に係る理由書作成手数料支給事務取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市介護保険住宅改修費支給申請に係る理由書作成手数料支給事務取扱要綱（平成 21 年伊賀市告示第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「申請」の次に「(市が必要と認めた住宅改修費に係るものに限る。)」を加える。

第 4 条第 1 項中「住宅改修費申請」を「住宅改修費の支給決定後に住宅改修費申請」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 134 号

伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市歴史的風致維持向上協議会設置要綱（平成 26 年伊賀市告示第 193 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」を「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

伊賀市告示第 135 号

伊賀市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱（令和 3 年伊賀市告示第 46 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市生活困窮者居住支援事業実施要綱

第 1 条中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 136 号

伊賀市DXアドバイザー設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市DXアドバイザー設置要綱を廃止する告示

伊賀市DXアドバイザー設置要綱（令和4年伊賀市告示第109号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 137 号

伊賀市軽自動車税種別割減免に係る取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市軽自動車税種別割減免に係る取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市軽自動車税種別割減免に係る取扱要綱（平成 28 年伊賀市告示第 19 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「3. 運転免許証」の次に「又は免許情報記録」を加え、

「

」を「

」に、「

」を
「

」に改め、「運転免許証」の次に「又は免許情報記録」を加える。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 138 号

伊賀市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 項中「「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」等が発令された場合であって」を「社会情勢等により」に改め、「感染症のまん延状況を踏まえ」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 139 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社伊賀芙蓉
伊賀市上野茅町 2706 番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定公金取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市斎苑条例（平成 16 年伊賀市条例第 154 号）第 5 条に規定する使用料
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 22 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 140 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
医療法人グリーンスウード
名張市希中央 4 番町 2 番
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 3 月 31 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市病児保育事業実施要綱（令和 2 年伊賀市告示第 273 号）第 11 条第 1 項に規定
する病児保育利用料
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 141 号

伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者及び子育て世代が伊賀市に移住し、及び定住することを促進し、伊賀市の活力向上と地域の活性化を図るため、定住を目的に転入する者の住宅取得に要する経費に対し交付する伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金（以下「補助金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 申請時点で 39 歳以下である者をいう。
- (2) 子育て世帯 補助金の交付申請時点において、中学生以下の者が属する世帯をいう。
- (3) 中古住宅 伊賀市に所在する次に掲げる住宅(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、又は工事に着手したものにあっては、新耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日に施行された耐震基準をいう。)を満たしているものに限る。)をいう。
ア 居住の用に供するため建築された一戸建ての中古住宅
イ 取得する際に使用されておらず、完成の日から 1 年以上を経過した専用住宅又は併用住宅
- (4) 専用住宅 専ら自己の居住の用に供するための住宅をいう。
- (5) 併用住宅 自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している住宅であって、延床面積の 50 平方メートル以上を居住の用に供している住宅をいう。

- (6) 取得 自己の居住の用に供するため、伊賀市内の中古住宅を売買契約を締結して購入し、当該中古住宅の所有権移転登記を行うことをいう。ただし、3親等以内の親族からの購入でないこと。
- (7) 定住 伊賀市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日以後に中古住宅を購入した者で、当該中古住宅の所有権を移転した日から1年を経過していないものであること。
 - (2) 補助金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日から起算して過去3年以内に伊賀市に転入をした若者又は子育て世帯の構成員であつて、その転入日から起算して過去1年以内に伊賀市の住民基本台帳に登録されたことがないこと。
 - (3) 取得した中古住宅の所有権の2分の1以上を有すること。
 - (4) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年以上、取得した中古住宅に継続して定住することを誓約すること。
 - (5) 市税に滞納がないこと。
 - (6) 日本人である、又は外国人のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであつて、在留期間が申請日以後3年以上あるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 国、県又は他の地方公共団体等の制度による補助金等を受けて、補助金の交付の対象となる中古住宅を取得しているとき。
 - (2) 取得した中古住宅の共有持分が各々2分の1である場合で、当該中古住宅を共有する他の一方の者が補助金の交付申請を行っているとき。
 - (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)である者若しくは暴力団員と密接な関係を持っている者又はその者の世帯員が暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を持っている者であるとき。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、中古住宅の取得費とし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、次の各号の中古住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる額を上限とする。

(1) 第2条第3号アに該当するもの 30万円

(2) 第2条第3号イに該当するもの 50万円

2 補助対象経費に係る中古住宅が伊賀市空き家バンクに登録している物件であったときは、前項に規定する補助金の額は、同項の規定により算出した額に10万円を加算した額とする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第5条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) 世帯全員の住民票(続柄が記載されたものに限る。)

(3) 転入の日から起算して過去1年以上の間市外に居住したことを証する書類

(4) 市税の滞納がないことの証明書

(5) 中古住宅の購入に係る売買契約書の写し

(6) 取得した中古住宅の登記事項証明書

(7) 身分証明書(顔写真付きのものに限る。)の写し

(8) 新耐震基準を満たしていることを証する書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び交付額の確定等)

第6条 市長は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定

は、適用しない。

- 2 前項の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金交付請求書（様式第4号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

- 2 補助金の交付は、前項の規定による請求において指定された金融機関の口座に振り込む方式により行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、規則第18条第1項各号に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定を受けた日から起算して5年を経過する日前に伊賀市から転出したとき。

(2) 補助金の交付決定を受けた日から起算して5年を経過する日前に取得した中古住宅において定住をしなくなった又は取得した中古住宅を取り壊し、貸与し、若しくは売却したとき。

- 2 規則第18条第3項の規定により準用する規則第7条第3項の規定による補助金の交付の決定の取消しの通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅取得費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助金の返還）

第9条 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合の規則第19条第1項の規定による命令は、伊賀市若者・子育て世帯移住促進中古住宅購入補助金返還命令書（様式第6号）によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、同項の規定による命令は、行わない。

(1) 災害等により生活の本拠を移さざるを得なくなったとき。

(2) 死亡又は施設入所により取得した中古住宅に居住する者がいなくなったとき。

（補助金の終期）

第10条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(伊賀市移住促進空き家取得費補助金交付要綱の廃止)

2 伊賀市移住促進空き家取得費補助金交付要綱(平成28年伊賀市告示第148号)は、廃止する。

伊賀市告示第 142 号

伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者及び子育て世代が伊賀市に移住し、及び定住することを促進し、地域の活性化を図るため、伊賀市に居住するための経費に対し交付する伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 国又は地方公共団体が整備する住宅（地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。）
 - イ 給与住宅
 - ウ 賃借人及びその世帯構成員の 3 親等内の親族が所有する住宅
- (2) 給与住宅 企業、国、地方公共団体等がその社員、職員等を居住させる目的で貸与する社宅、寮等の住宅をいう。
- (3) 家賃 賃貸借契約で定められた賃借料をいう。ただし、共益費、管理費、駐車場使用料、町内会費その他市長が適当でないとする費用を除く。
- (4) 住宅手当 住宅に関する全ての手当等をいう。
- (5) 若者 補助金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）において 39 歳以下である者をいう。

(6) 子育て世帯 申請日において中学生以下の者が属する世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付決定日から起算して3年以上伊賀市に継続して定住することを誓約すること。
- (2) 令和7年4月1日以後に伊賀市に転入をした若者又は子育て世帯に属する者であって、当該転入の日前1年以内に伊賀市の住民基本台帳に登録されていた者でないこと。
- (3) 伊賀市内に所在する賃貸住宅の賃借人であること。
- (4) 伊賀市の住民基本台帳に前号の賃貸住宅の所在地において登録され、当該地に現に居住していること。
- (5) 転勤、出向、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住でないこと。
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 補助対象者本人が市税を滞納していないこと。
- (8) 補助対象者本人及びその世帯の構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と密接な関係を持っている者でないこと。
- (9) 日本人である、又は外国人のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであって、在留期間が申請日以後3年以上あるものであること。
- (10) この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、国、県その他の地方公共団体等による補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が居住する賃貸住宅の家賃とする。

2 補助対象経費の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、補助対象者が初回の

交付の申請を行った日の属する月の翌月の初日から連続する2年間とし、補助対象者1人につき1対象期間とする。

- 3 補助金の額は、対象期間の月ごとに補助対象経費から補助対象者又はその世帯の構成員が支給を受けた住宅手当その他市長が適当でないと認める経費の額を控除した額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象者が若者である場合は2万円を、子育て世帯である場合は3万円を限度とする。

（補助金の交付の申請書の様式等）

第5条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて年度ごとに行うものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 同意書（様式第3号）
- (3) 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるものに限る。）
- (4) 転入日から起算して過去1年以上市外に居住していたことを証する書類
- (5) 住居の賃貸借契約書の写し
- (6) 写真付き身分証明書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、本市に転入した日から3月を経過する日までに行わなければならない。ただし、対象期間において引き続き行う申請については、当該申請の年度の4月末日までとする。

（補助金の交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第7条 補助金に係る規則第6条第1項第1号に規定する変更の承認は、同条第2項の規

定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

- 2 補助金に係る規則第6条第1項第2号に規定する廃止の承認は、同条第2項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金廃止承認申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

（着手届の不要）

第8条 規則第12条第1項の規定は、補助金の交付について適用しない。

（実績報告）

第9条 補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までに行うものとする。

- (1) 伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金住宅手当支給等証明書（様式第9号）
- (2) 家賃の領収書その他の家賃の支出が確認できる書類の写し
- (3) 市税に滞納がないことを証する書類
- (4) 口座振込依頼書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第10条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 補助金の交付は、前条の規定による報告において指定された金融機関の口座に振り込む方式により行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、規則第18条第1項各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けた者（以下「申請者」という。）が交付決定日から3年を経過する日までの間に市外に転出したときは、補助金の交付の決定を取消すものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

- (1) 申請者の就業先の倒産、災害等により、生活の本拠を移さざるを得なくなったとき。

(2) 申請者が死亡したとき。

2 前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付決定取消兼返還命令書(様式第11号)により補助金の全額の返還を期限を定めて命ずるものとする。

(補助金の終期)

第12条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 143 号

伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年伊賀市告示第149号）の規定に基づく伊賀市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の定住促進を図るため、任期を終了した者が引き続き本市へ定住するための空き家改修に要する経費に対し、予算の範囲内において伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築された市内に所在する建物（居住部分と非居住部分が繋がっている場合は、居住部分に限る。）で、取得する際に使用されておらず、かつ、完成の日から 1 年を経過した住宅又は居住の用に供したことのある住宅をいう。ただし、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が賃貸借等により居住していた住宅を購入する場合も同様とする。
- (2) 所有権 空き家を有し、当該空き家を自由に使用、収益及び処分をすることができる法律上の権限をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請日において、隊員としての活動期間が 2 年を超えている者
- (2) 隊員の任期終了後に引き続き伊賀市に居住する意思を有する者（隊員の任期が終了

した者にあつては、隊員の任期終了後も引き続き伊賀市に居住する者)

- (3) 空き家を改修し、当該空き家に補助金の交付決定日から5年以上継続して居住する意思を有する者
- (4) 申請日時点において、隊員の任期終了の日前1年以内又は隊員の任期終了の日後1年以内である者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 隊員を任期途中で退任した者
- (2) 市税等の滞納がある者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）である者若しくは暴力団員と密接な関係を持っている者又はその者の世帯員が暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を持っている者である者
- (4) 国、県又はその他の地方公共団体等から同種の補助金等（伊賀市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱（令和4年伊賀市告示第45号）に基づく補助金を除く。）の交付を受けている者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する空き家の改修工事とする。

- (1) 補助対象者が所有権を有するもの
- (2) 法令に違反したものでないもの（補助事業により是正する場合を除く。）
- (3) 市内に事務所又は事業所等を有する法人又は個人事業者が工事を施工するもの

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 委託料
- (2) 工事請負費
- (3) 原材料費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に係る経費は、補助対象経費としない。

- (1) 造園、外構工事、付属建築物（車庫、物置等）の設置又は改修に要する経費

- (2) エアコン、ガスコンロ、家財道具及び家電製品等の購入に関する経費
- (3) 電話及びインターネット等通信環境の整備に係る経費
- (4) 容易に取り外しができるものを設置する工事に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認める経費
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、50万円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1空き家1回限りとする。
(交付の申請)

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）又はこれに類する書類
- (3) 見積書の写し又は金額を証明する書類
- (4) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (5) 空き家の図面等
- (6) 施工箇所の写真（補助事業の実施前のもの）
- (7) 登記事項証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第7条 補助金に係る規則第7条第1項又は第2項の規定による通知は、同条第1項及びは第2項の規定にかかわらず、伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(計画変更承認等の申請)

第8条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による同条第1項第1号に規定する変更の承認の申請は、同条第2項の規定にかかわらず、伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金補助事業計画変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 変更後の事業計画書（様式第2号）

- (2) 変更後の収支計画書（様式第3号）又はこれに類する書類
 - (3) 見積書の写し又は補助事業の額を証明する書類
 - (4) 変更内容が分かる図面等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助金に係る規則第6条第2項の規定による同条第1項第2号に規定する中止又は廃止の承認の申請は、同条第2項の規定にかかわらず、伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により行うものとする。
 - 3 補助金に係る規則第6条第1項第3号の規定による報告は、事故報告書（様式第8号）により行うものとする。
 - 4 補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更の承認又は中止若しくは廃止の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第9号）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、補助事業が完了した日から起算して10日以内又は補助事業実施年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第10号）に必要書類を添えて行うものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金額確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（概算払）

第11条 補助金に係る規則第16条第1項の規定による概算払は、同項の規定にかかわらず、補助金の交付の決定のあった額の7割を上限として行うことができる。

- 2 前項の規定による概算払を受けようとする補助事業者は、規則第16条第2項の規定にかかわらず、伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金概算払請求書（様式第12号）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第12条 市長は、規則第18条第1項各号に掲げる場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条第2項各号に該当することが判明したとき。

(2) 補助事業完了後、5年以内に伊賀市外へ転出したとき。

2 規則第18条第3項の規定により準用する規則第7条第3項の規定による補助金の交付の決定の取消しの通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、規則第19条第1項又は第2項の規定による返還を命ずるときは、伊賀市地域おこし協力隊定住支援補助金返還命令書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の終期）

第14条 補助金の交付は、特別の事業がない限り、令和9年度までとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 144 号

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱（平成 18 年伊賀市告示第 177 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

企画振興部	地域創生課長
	文化振興課長
	交通戦略課長
地域連携部	住民自治推進課長
人権生活環境部	人権政策課長
	同和課長
	多文化共生課長
健康福祉部	医療福祉政策課長
	障がい福祉課長
	生活支援課長
	こども未来課長
	こども未来課子育て支援室長
	こども家庭支援課長
	保育幼稚園課長
	介護高齢福祉課長
	地域包括支援センター所長
	地域包括支援センター相談支援室長

を

	保険年金課長
	健康推進課長

」

「

未来政策部	未来政策課長
地域力創造部	公共交通課長
地域連携部	住民自治推進課長
人権生活環境部	人権政策課長
健康福祉部	障がい福祉課長
	生活支援課長
	こども政策課長
	こどもの育ち支援課長
	介護高齢福祉課長
	地域包括支援センター所長
	健康推進課長

に改める。

」

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 145 号

伊賀市移住支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市移住支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市移住支援補助金交付要綱（令和 2 年伊賀市告示第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア(ア)中「第 63 号) 又は」を「第 63 号) 及び」に、「の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）」を「で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村」に改め、同号ア(ア)に後段として次のように加える。

この場合において、大学等へ通学していた期間は、修業年限（高等専門学校にあっては 2 年）を上限として本事業の移住元に関する要件の対象期間とすることができる。

第 2 条第 1 号ウ(イ)中「であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者」を「のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ロ)とし、同号ウ(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 補助金の申請者が、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還し、又は過去の申請時点において 18 歳未満の世帯員だった者が当該移住支援金を受給した後 5 年以上が経過し 18 歳以上となった場合であって、三重県及び伊賀市が認める場合を除く。

第 2 条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 就職に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 就業先がマッチングサイトに掲載されている事業所等であること。

イ 就業先の求人は、都道府県が地方創生移住支援事業の対象としてマッチングサイ

トに掲載していたものであること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

エ 週の勤務時間が20時間以上である無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ 就業先の求人への応募日がマッチングサイトに補助金の対象として掲載された日以後であること。

カ エの就業先に補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(4) 関係人口に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当する者であること。

ア 支給対象者の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。

(ア) 伊賀市に居住した経験がある者

(イ) 伊賀市にふるさと納税による寄附をしたことのある者

(ウ) 伊賀市内に3親等内の親族が居住している者

(エ) 伊賀市が実施している「ぐるっと伊賀巡り」への参加実績を有する者

イ 地域の担い手確保の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 農林業に従事する者

(イ) 畜産業に従事する者

(ウ) 伊賀の伝統工芸職などに従事する者

(エ) 地域課題解決型移住として、医療や介護及び保育に従事する者（国家公務員及び地方公務員は除く。）

第7条中「から1年を経過した日の翌日から起算して30日以内に、就業先が発行する就業証明書」を「の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの間、毎年度、第2条に定める要件を満たしていることが確認できる書類」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第1号の2】

【様式第1号の3】

【様式第2号】

【様式第2号の2】

【様式第3号】

【様式第4号】

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の伊賀市移住支援事業補助金の規定は、この告示の施行の日以後に伊賀市に転入した者について適用し、同日前に伊賀市に転入した者については、なお従前の例による。

伊賀市告示第 146 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社アカツキ三重支店
津市上弁財町 2 番 7 エクセルコート V405 号室
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 2 月 26 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市斎苑条例（平成 16 年伊賀市条例第 154 号）第 5 条に規定する使用料
- 4 指定期間
令和 7 年 2 月 26 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 147 号

伊賀市家族介護支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市家族介護支援事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市家族介護支援事業実施要綱（平成 16 年伊賀市告示第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を削る。

第 3 条中「、第 2 号及び第 4 号」を「及び第 2 号」に改める。

第 4 条第 1 項第 4 号を削る。

第 6 条を削る。

第 7 条中「事業の利用料は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定める額」を「第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事業の利用料は、無料」に改め、同条各号を削り、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「及び第 4 号」を削り、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「、第 2 号及び第 4 号」を「及び第 2 号」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とする。

第 13 条中「第 11 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

附 則

この告示は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 148 号

伊賀市妊婦のための支援給付実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市妊婦のための支援給付実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、妊婦に対し妊娠期から切れ目ない支援を行うとともにその経済的負担を軽減するため、伊賀市妊婦のための支援給付を実施することについて、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 妊婦のための支援給付金（以下「妊婦支援給付金」という。）の支給の対象となる者は、第 3 条に規定する申請又は第 4 条に規定する届出を行う時点で伊賀市に住所を有する者とする。

(妊婦の認定等)

第 3 条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の届出をした者であって、法第10条の 9 第 1 項の規定により、妊婦給付認定申請書（様式第 1 号）又は市の指定する電子的方法により妊婦支援給付金を受ける資格を有することについての認定（以下「妊婦給付認定」という。）の申請を受けたときは、その内容を審査し、妊婦給付認定をした場合は妊婦給付認定通知書（様式第 2 号）により、妊婦給付認定をしない場合は妊婦給付認定申請却下通知書（様式第 3 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。ただし、流産等の理由により、母子保健法第15条の届出をできない者については、市長に妊婦給付認定用診断書（様式第 4 号）を提出するものとする。

(胎児の数の届出等)

第 4 条 妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）は、法第10条の13 第 1 項の規定により、当該妊婦給付認定者の胎児の数を胎児の数の届出書（様式第 5 号）（以下「届出書」という。）又は市の指定する電子的方法により市長へ届け出るものと

する。

- 2 妊婦給付認定者は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第1条の4の3の規定に基づき、出産予定日の8週間前の日から届出書を提出することができる。ただし、法第10条の3の規定を踏まえ、原則として乳児家庭全戸訪問（生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問する事業をいう。）の後に当該届出書を提出するものとする。

（妊婦支援給付金の支給）

第5条 妊婦支援給付金は、2回に分けて支給する。

- 2 前項の規定による1回目の支給は、妊婦給付認定者に対し、妊婦給付認定をした日の属する月の末日に行うこととし、妊婦支援給付金支払通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、第3条に規定する妊婦給付認定と当該支給を同時に行う場合は、妊婦給付認定通知書兼支払通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定による2回目の支給は、届出書を提出した妊婦給付認定者に対し、当該届出書が提出された日の翌月末日に行うこととし、妊婦支援給付金支払通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（妊婦支援給付金の支払方法）

第6条 妊婦支援給付金は、妊婦給付認定者が指定する金融機関口座への振込みにより支払うものとする。

（妊婦給付認定者の取消し）

第7条 妊婦給付認定者が他市町村に転出した場合は、転出した時点で妊婦給付認定を取り消すものとする。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により妊婦支援給付金の支給を受けた者があるときは、当該者に対し既に支給した当該妊婦支援給付金の返還を求めるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（伊賀市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱の廃止）

2 伊賀市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱（令和5年伊賀市告示第10号）は、
廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の伊賀市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱による子
育て応援ギフトの支給対象者は、令和7年3月31日までに出生した児童の母とし、支給
申請の期限は、令和8年3月31日までとする。

伊賀市告示第 180 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
公益社団法人伊賀市シルバー人材センター
伊賀市西明寺 2782 番地の 92
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類
伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営上野公園駐
車場、市営白鳳門駐車場、市営だんじり会館駐車場、市営城北駐車場及び市営伊賀上
野駅駐車場の駐車料金
芭蕉翁記念館条例（平成 29 年伊賀市条例第 30 号）第 4 条に規定する入館料及び芭蕉
翁記念館に係る物品等受払代金
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 185 号

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱（平成 17 年伊賀市告示第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、申請の」を「、第 1 号に該当する場合は当該減免事由の発生の日、第 2 号から第 5 号までに該当する場合は申請の」に改め、同条第 4 号中「世帯」の次に「であるとき。」を加え、同条第 5 号を次のように改める。

(5) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者であるとき。

ア 被保険者の資格を取得した日において、65 歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定による被保険者（同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。）

(4) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による被保険者

(7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に基づく共済組合の組合員

(5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(7) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表第1中

「

減免事由	損害等の程度	減免割合・取扱い
第2条第1号該当	死亡、住居の全壊・全焼	全部
	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった者	全部
	障害者（地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合	10分の9
	損害金額が住宅又は家財価格の10分の5以上のとき。	前年度所得金額が 500万円以下 全部 750万円未満 2分の1 750万円以上 4分の1
	損害金額が住宅又は家財価格の10分の3以上10分の5未満のとき。	前年度所得金額が 500万円以下 2分の1 750万円未満 4分の1 750万円以上 8分の1
第2条第2号該当	当該年度中の納税義務者及び世帯員の総所得金額が前年中の総所得（譲渡及び一時所得を除く。）と比べて3割以上減少している。	減少割合7割以上 所得割、資産割額の70% 減少割合5割以上 所得割、資産割額の50% 減少割合3割以上 所得割、資産割額の30%

を

「

」

減免事由	損害等の程度	減免割合・取扱い
第2条第1号該当	死亡、住居又は事業所（専ら自営業に供する事務所又は店舗等に限る。以下同じ。）の全壊・全焼	全部
	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった者	全部
	障害者（地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合	10分の9
	住居又は事業所の半壊・半焼以上	前年度所得金額が 500万円以下 全部 750万円未満 2分の1 750万円以上 4分の1
	住居又は事業所の準半壊・床上浸水	前年度所得金額が 500万円以下 2分の1 750万円未満 4分の1 750万円以上 8分の1
第2条第2号該当	当該年度中の納税義務者及び世帯員の総所得金額が前年中の総所得（譲渡及び一時所得を除く。）と比べて3割以上減少している。	減少割合7割以上 所得割の70% 減少割合5割以上 所得割の50% 減少割合3割以上 所得割の30%

に

」

改める。

別表第2を削る。

様式第1号中「第5条」を「第4条」に改める。

様式第2号中「第6条」を「第5条」に改める。

様式第3号中「第6条」を「第5条」に改め、「今後の国民健康保険税の納付につきましては、
へご相談ください。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、改正後の伊賀市国民健康保険税減免取扱要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 186 号

伊賀市地方就職学生支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地方就職学生支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市地方就職学生支援補助金交付要綱（令和 6 年伊賀市告示第 125 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「含む」を「含み、平成 22 年から令和 2 年の人口減少率が 10% 以上の」に改める。

第 3 条第 1 号中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同号ア中「東京都内」を「大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業又は修了（以下「卒業等」という。）年度において、東京都内」に、「大学の」を「大学等の」に改め、「、かつ、卒業年度にある者であって」を削り、「当該大学」を「当該大学等」に、「卒業する」を「卒業等した者又は卒業等する」に、「もの」を「者」に改め、同号イ中「東京圏内に」を「大学等の卒業等年度において、東京圏内に継続して」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 伊賀市内に所在する企業等に就職した者。ただし、在学中に補助金の申請をする場合は、伊賀市内に所在する企業等に就職することが内定している者とする。

エ 補助金の交付の申請日（以下「申請日」という。）において、大学等の卒業等の日から 1 年以内かつ就業開始日から 1 年以内である者。ただし、在学中に補助金の申請をする場合は、申請日において就業開始予定日前 1 年以内である者とする。

第 3 条第 1 号に次のように加える。

オ 申請日から 5 年以上継続して伊賀市に居住する意思を有している者。ただし、在学中に補助金の申請をする場合は、大学等の卒業等後に次号アの要件を満たす企業等に就職し、伊賀市に移住する意思を有している者

第 3 条第 2 号ア(1)中「風俗営業者」を「風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営む者」に改め、同条第 4 号中「であって」を「のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 に定める」に、「、定住者若しくは」を「若しくは

定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める」に改める。

第4条中「大学を卒業する年度の6月1日以後において、」を「前条第2号アの要件を満たす企業等に就職するための」に、「卒業後に就業する」を「就職した又は卒業等後に就職する」に改める。

第6条第1号中「（様式第2号）」の次に「（在学中に申請する場合に限る。）」を加え、同条中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 卒業証明書又は修了証明書（大学等を卒業等した後に申請する場合に限る。）

第6条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号中「卒業学年」を「卒業等学年」に改め、「限る。）」の次に「（在学中に申請する場合に限る。）」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 就業証明書（様式第3号）（大学等を卒業等した後に申請する場合に限る。）

第7条第2項第1号中「補助金の交付の申請をした日（以下「申請日」という。）」を「申請日から5年以上継続して伊賀市に居住すること。ただし、在学中に補助金を申請する場合は、申請日」に改め、「こと。」の次に「（申請日に既に伊賀市に住民票がある場合を除く。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 申請日から1年以上継続して当該企業等に勤務すること。ただし、在学中に補助金を申請する場合は、申請日から1年以内に補助対象経費に係る企業等に就業し、1年以上継続して当該企業等に勤務すること。（当該企業等を退職した日から3月以内に、伊賀市内の別の企業等に就職する場合を除く。）

第8条第1項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第9条第1項ただし書中「雇用企業」を「雇用企業等」に改め、同項第2号及び同項第3号中「転入をした日」の次に「又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日」を加え、同条第2項中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第6号を様式第7号とし、様式第5号を様式第6号とする。

様式第4号を様式第5号とし、同様式を次のように改める。

【様式第5号】

様式第3号中「申請日から1年以内に伊賀市」を「申請日から5年以上伊賀市に定住することを誓約します。在学中に申請する場合においては、申請日から1年以内に伊賀市」に、「申請日から1年以内に内定」を「就業した日から1年以上、当該企業に就業することを誓約します。在学中に申請する場合においては、申請日から1年以内に内定」に改め、同様式を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

【様式第3号】

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 187 号

伊賀市経営開始資金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市経営開始資金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的に予算の範囲内で交付する伊賀市経営開始資金(以下「資金」という。)について、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。)及び伊賀市補助金等交付規則(平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。)第 25 条から第 27 条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(資金の交付要件)

第 2 条 資金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第 1 項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号。以下「令和 4 年改正法」という。)附則第 5 条に基づく公告があったもの、令和 4 年改正法附則第 9 条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)

第 18 条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第 14 条の 5 第 2 項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第 3 項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

(4) 青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料（様式第 1 号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して 5 年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 農業経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。なお、一戸一法人（原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は、交付の対象外とする。

(6) 地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）の 2 の (1) の実質化された人・農地プラン、同通知の 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の 4 により実質

化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等を中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

イ 国の実施要綱別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記2農の雇用事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記2雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

エ 国の実施要綱別記1経営発展支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記6初期投資促進事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2初期投資促進事業について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。

(9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、採択及び交付を可能とする。

- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) 令和3年4月以降に農業経営を開始した者であること。
- (12) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

（資金の額及び交付期間）

第3条 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。

- 2 資金の交付期間は、最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。
- 3 夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて第1項の額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。
 - (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
 - (3) 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。
- 4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1月につきそれぞれ第1項の額を交付する。なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1農業次世代人材投資事業、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1就農準備・経営開始支援事業又は第1項で定める資金の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

（青年等就農計画等の承認等）

第4条 交付対象者は、青年等就農計画等を作成して市長に申請し、承認を得なければならない。なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、市に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、三重県伊賀地域農業改良普及センター等の関係機関及び第16条のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、青年

等就農計画等を承認し、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）する場合は、青年等就農計画等変更申請書（様式第2号）を作成して市長に申請し、承認を得なければならない。

4 市長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請を行った者に通知するものとする。

（資金の交付の申請書の様式等）

第5条 前条第2項の規定により青年等就農計画等の承認を受けた者が、資金の交付を受けようとするときは、補助金に係る規則第4条第1項の規定にかかわらず、経営開始資金交付申請書（様式第3号）を作成し、市長に申請しなければならない。この場合において、交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うこととし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（資金の交付の決定及び交付額の確定等）

第6条 市長は、規則第5条第1項の規定により資金の交付の決定をするときは、併せて資金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市経営開始資金交付決定兼交付額確定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（交付情報等の登録）

第7条 市長は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合は、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

（着手届の不要）

第8条 規則第12条第1項の規定は、資金の交付について適用しない。

（就農状況報告等）

第9条 資金の交付を受けた者（以下「資金受給者」という。）は、補助金に係る規則第12条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる報告等を行うものとする。

(1) 就農状況報告

資金受給者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農

状況報告（様式第5号）を市長に提出しなければならない。また、交付期間終了後5年間（第3号の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（様式第5号（別添1））を市長に提出しなければならない。さらに、資金受給者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時とする。）に、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（国の実施要綱別記2別添7。以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出するものとする。

(2) 住所等変更報告

資金受給者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(3) 就農中断報告

資金受給者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市長に就農中断届（様式第7号）を提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は、市長に就農再開届（様式第8号）を提出しなければならない。

(4) 離農報告

資金受給者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（就農状況の確認）

第10条 市長は、資金受給者から就農状況の報告を受けた場合には、第16条のサポートチームと協力し、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（様式第10号）を用いて、資金受給者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

2 市長は、前項の確認に加え、サポートチームと協力して資金受給者の経営状況の把握

に努め、交付期間中、必ず年1回は、以下の各号に掲げる方法により、就農状況確認チェックリスト（様式第10号）を用いて、資金受給者の経営状況と課題を資金受給者とともに確認し、青年等就農計画等の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 資金受給者への面談

- ア 営農に対する取組状況
- イ 栽培・経営管理状況
- ウ 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- エ 労働環境等に対する取組状況

(2) 圃場確認

- ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- イ 農作物を適切に生産しているか

(3) 書類確認

- ア 作業日誌
- イ 帳簿
- ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し）

3 市長は、資金受給者から第9条第3号の規定による就農中断届（様式第7号）の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合は、就農の中断を承認する。また、市長は、当該就農中断届の提出のあった資金受給者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

（資金の交付の停止）

第11条 資金受給者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、市長に中止届（様式第11号）を提出しなければならない。

(1) 第2条の要件を満たさなくなった場合

- (2) 農業経営を中止した場合
- (3) 第9条の報告を行わなかった場合
- (4) 前条の就農状況の現地確認等により、交付対象者の考え方を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、市長から改善指導を受けたにもかかわらず改善に向けた取組を行わない場合など）
- (5) 国の実施要綱別記2第10の3又は第19条に定める国又は市長が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
- (6) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による中止届の提出があったときは、資金の交付を中止する。
（資金の交付の休止）

第12条 資金受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は、市長に休止届（様式第12号）を提出しなければならない。この場合において、休止期間は原則1年以内とする。ただし、資金受給者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は、1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による休止届の提出があり、やむを得ないと認めるときは、資金の交付を休止する。ただし、やむを得ないと認められないときは、資金の交付を中止する。

（資金の交付の再開）

第13条 前条第1項の規定による休止届を提出した資金受給者が就農を再開する場合は、市長に経営再開届（様式第13号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

3 前条第1項のただし書に該当する場合（第3条第3項に規定する夫婦で農業経営を行

う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。)は、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、第1項の規定による経営再開届の提出と合わせて、第4条第3項の規定に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請するものとする。

(資金の返還)

第14条 資金受給者は、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情があるとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第11条第1号から第5号までに掲げる事項又は第12条第1項に規定する就農を休止する場合に該当した時点が資金の交付期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合は、資金の全額を返還する。
- (3) 資金の交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じて得た額を返還する。ただし、第9条第3号に規定する手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

(資金の返還免除)

第15条 資金受給者は、前条本文中ただし書の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、資金受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が前条本文中ただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は、資金の返還を免除することができる。

(サポート体制の整備)

第16条 市長は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、三重県伊賀地域農業改良普及センター、伊賀ふるさと農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、伊賀市農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。

- 2 市長は、国の実施要綱別記2別紙様式第25号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成

し、ポータルサイトにおいて公表するものとする。

- 3 市長は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者を選任し、サポートチームにより交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とし、当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。
- 4 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は第1号の助言及び指導を、サポートチームは第2号の助言及び指導を行うものとする。
 - (1) 第4条第1項の青年等就農計画等作成への助言及び指導
 - (2) 第10条第1項及び第2項の就農状況の確認、助言及び指導
(農業共済等の積極的活用)

第17条 市長は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

(個人情報取り扱い)

第18条 本事業の実施に際して得る個人情報については、個人情報の取扱い(様式第15号)により適切に取り扱うものとする。

(立入調査)

第19条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、資金受給者に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。

(資金の交付の終期)

第20条 資金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 188 号

伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示
伊賀市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱（令和 2 年伊賀市告示第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「第 2 条の 9」を「第 2 条の 10」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 189 号

伊賀市高齢者定期予防接種の県外における接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市高齢者定期予防接種の県外における接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市高齢者定期予防接種の県外における接種費用助成金交付要綱（令和 2 年伊賀市告示第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「及び新型コロナウイルス感染症」を「、新型コロナウイルス感染症及び帯状疱疹」に改める。

第 6 条第 1 号を次のように改める。

(1) 伊賀市高齢者定期予防接種費用助成申請書（様式第 2 号）

第 6 条中第 2 号及び第 3 号を削り、同条第 4 号を同条第 2 号とし、同条第 5 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 7 条第 3 項中「様式第 5 号」を「様式第 3 号」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

【様式第 2 号】

様式第 3 号及び様式第 4 号を削る。

様式第 5 号を様式第 3 号に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 218 号

教育委員会関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

教育委員会関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育委員会関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第25条」を「第26条」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（帳簿等の保存）

第 3 条 規則第17条第 2 項の規定による保存は、市長が補助金等の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、同項の規定にかかわらず、当該指定した期間において行うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 条関係）

教育総務課

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助金等の額又は交付率	(E) 補助対象者等の範囲
1	遠距離通学児童生徒通学費補助金	遠距離等から通学する児童生徒の通学費を補助し、保護者負担の軽減を図る。	遠距離等から通学する児童生徒の通学費	予算に定める額	遠距離通学する児童生徒の保護者
2	中学校体育大会参加費補助金	中学校体育大会に参加する生徒	中学校体育大会に参加する生徒	予算に定める額	伊賀市中学校体育連盟

		の旅費負担を軽減し、クラブ活動の推進を図る。	の旅費に要する経費		
3	中学校文化関係行事参加費補助金	中学校文化関係行事参加者の旅費負担を軽減し、クラブ活動の推進を図る。	中学校文化関係行事参加者の旅費に要する経費	予算に定める額	伊賀市中学校長会
4	自転車通学支援補助金	自転車を利用して通学する阿山中学校生徒の通学用自転車購入費を補助し、保護者負担の軽減を図る。	自転車を利用して通学する阿山中学校生徒の通学用自転車購入費	予算に定める額	自転車を利用して通学する生徒の保護者

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 219 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 株式会社百五カード

三重県津市栄町三丁目 123 番地の 1

(2) 楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号

(3) 株式会社中部しんきんカード

愛知県名古屋市中区錦一丁目 4 番 6 号

(4) 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル

(5) 株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町 22-14 N.E.S ビル N 棟 2 階

(6) 株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン 13F

(7) PayPay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1-3

(8) 株式会社 JR 東日本ネットステーション

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11 アグリスクエア新宿 4 階

(9) 株式会社 DMC aizu

福島県耶麻郡猪苗代町字葉山 7105 番地

(10) 株式会社ユニメディア

東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20階

(11) 株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

(12) GMO ペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂1-2-3

(13) アマゾンジャパン合同会社

東京都目黒区下目黒1丁目8-1

2 指定納付受託者の指定をした日

令和7年4月1日

3 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類

伊賀市ふるさと応援寄附金に関する収入

4 指定の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

伊賀市告示第 230 号

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱（平成 20 年伊賀市告示第 162 号）第 1 条に規定する寄附金の収納事務については、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 委託した相手方の名称及び所在地

(1) 株式会社トラストバンク

代表取締役 川村 憲一

東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

(2) 株式会社さとふる

代表取締役社長 藤井 宏明

東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン 13F

(3) 楽天グループ株式会社

代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号

(4) 株式会社アイモバイル

代表取締役社長 野口 哲也

東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N.E.S ビル N 棟 2 階

2 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 149 号

伊賀市景観計画改定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 15 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市景観計画改定業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市景観計画改定業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により特定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条及び伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 176 号）第 7 条の規定に基づき、伊賀市景観計画改定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 実施要領、仕様書等の確認に関すること。
- (2) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (3) 提案書等の審査及び候補者の特定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、候補者の特定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、候補者の特定が完了する日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。た

だし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員の排斥）

第7条 委員は、第2条に規定する所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課が行う。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月15日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、候補者の特定が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

建設部長	建設部次長（建設都市計画担当）	建設部次長（建築住宅担当）	教育委員会文化財課長	三重県伊賀建設事務所建築開発指導室長
------	-----------------	---------------	------------	--------------------

伊賀市告示第 150 号

伊賀市地域旅客運送サービス継続事業支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域旅客運送サービス継続事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に規定する地域旅客運送サービス継続事業(以下「継続事業」という。)を実施するにあたり、市民等の日常生活に必要な交通手段を継続的に確保することを目的として交付する伊賀市地域旅客運送サービス継続事業支援補助金(以下「補助金」という。)に関し、伊賀市補助金等交付規則(平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。)第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けすることができる者(以下「補助対象事業者」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者のうち、継続事業の対象となるバス路線を運行する事業者とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1のとおりとする。

(補助対象期間)

第 4 条 補助対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第32号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額から継続事業に係る地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に相当する額及び三重県地域間幹線系統確保維持費補助金に相当する額を控除した額とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地域旅客運送サービス継続事業支援補助金交付申請書(様式第1号)に補助対象経費が分かる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに
行うものとする。

(補助金の交付決定及び交付額の確定等)

第7条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知は、規則第7条第1項及び規則第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市地域旅客運送サービス継続事業支援補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(帳簿の整理)

第8条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(補助金の終期)

第9条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和12年度までとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助対象経費の算出方法
<p>1 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。</p> <p>2 補助対象経常費用の見込額は、「当該補助対象事業者の実車走行キロ当たりの経常費用の見込額」に「当該補助対象系統の計画実車走行キロ」を乗じて得られた額以下とする。ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。）別表6に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、「地域キロ当たり標準経常費用」に「当該補助対象系統の計画実車走行キロ」を乗じて得られた額以下の額とする。</p> <p>3 経常収益の見込額は、「当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額」に「当該補助対象系統の計画実車走行キロ」を乗じて得られた額以下とする。</p>

(注)

- 1 「補助対象事業者の実車走行キロ当たりの経常費用」とは、補助対象事業者の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用（当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないとき、市長が適当と認める額）を平均して得られた額をいう。（国要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）
- 2 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（※2）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。（国要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）

なお、市長は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準

経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正したうえで算出することとする。

- 3 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、補助対象事業者の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。

（※1）基準期間とは、補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。

（※2）基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日～翌3月末日）の前々々会計年度をいう。

（※3）過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

伊賀市告示第 151 号

令和 7 年度の緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱（平成 18 年伊賀市告示第 126 号）第 4 条第 1 項に規定する別に定める切捨て間伐 1 本当たりの単価並びに同条第 2 項に規定する別に定める搬出基準及び別に定める搬出間伐 1 本当たりの単価を下記のとおり定める。

令和 7 年 4 月 22 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 1 本当たりの単価

林 齢	切捨て間伐	搬出間伐
概ね 26 年生～35 年生	141 円	237 円
36 年生～概ね 60 年生	202 円	430 円

2 搬出間伐の搬出基準

林 齢	搬出基準（100 本当たり）
概ね 26 年生～35 年生	3 m ³ 以上
36 年生～概ね 60 年生	7 m ³ 以上

伊賀市告示第 152 号

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 152 号）第 5 条第 1 項の規定により令和 7 年度伊賀市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 28 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

令和7年度
伊賀市一般廃棄物処理実施計画

伊賀市

<目 次>

I 総則

- 1 計画の目的 1
- 2 計画区域 1
- 3 計画実施期間 1

II 一般廃棄物処理実施計画

- 1 一般廃棄物の種類及び分別の区分 2
 - (1) ごみ
 - (2) 市で収集・処理できないもの
- 2 収集方法及び処分方法 4
 - (1) ごみ
 - (2) し尿
- 3 一般廃棄物発生量及び処理量見込（伊賀市全体） 6
 - (1) ごみ
 - (2) し尿
- 4 一般廃棄物排出抑制のための施策 7
 - (1) 資源再利用物回収奨励金の交付（集団回収事業）
 - (2) 生ごみ処理容器購入費の補助
- 5 一般廃棄物中間処理施設及び最終処分場の概要 7
 - (1) ごみ
 - (2) し尿及び浄化槽汚泥
- 6 一般廃棄物の収集・運搬、処理及び浄化槽清掃にかかる
委託業者及び許可業者 8
 - (1) ごみ
 - (2) し尿・汚泥及び浄化槽清掃

I 総則

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する基本計画の実施のために必要な令和7年度の計画及び事業を定め、一般廃棄物の減量化及び適切かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

2 計画区域

伊賀市全域

[人口：84,060人 世帯数：40,495世帯（令和7年3月末時点）]

3 計画実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

II 一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) ごみ

【伊賀北部】(上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内)

種 類		ごみの種類	
燃えるもの	可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず(ティッシュ、カーボン紙、写真など)、草・落ち葉、汚れの落ちないラップ類・容器等、アルミ箔、おむつ、下着類など	
	硬プラ・革製品類	バケツ、洗面器、CD、靴、かばん、ゴムホース、カーペット、布団、毛布、ぬいぐるみ、枝木類、トロ箱、汚れの落ちないボトル類など	
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック類	[[プラ]マークのあるもの] カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など	
	びん類	無色透明	飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん
		有色	
	金属類	小型家電製品類、刃物類、金属容器・製品類、傘、スチール缶、ホットカーペットなど	
	ペットボトル	[[PET1]マークのあるもの] 飲料用容器、特定調味料の容器	
	アルミ缶	[[アルミ]マークのあるもの] 飲料用の缶	
	埋立ごみ	危険物(カセットボンベ、スプレー缶、ライター)、テープ類(ビデオテープ、カセットテープ)、ガラス・せともの・乾電池類、その他(カイロ、割れたびん、汚れたびんなど)	
	廃食用油	植物性食用油	
	紙・布類	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他(紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど)、衣類(シャツ、セーター、ズボン、スカートなど)、古布類(シーツ、タオルなど)	
水銀使用廃製品(*1)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管		
粗大ごみ	タンス、机、ソファ、ベッド、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど		

*1：平成28年4月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成29年6月から蛍光管の拠点収集を開始。

【伊賀南部】（青山支所管内）

種 類		ごみの種類	
燃やすごみ		生ごみ、再生できない紙くず、草・生花、植木の枝・木切れ、汚れのあるプラスチック製ボトル・チューブ類、ぬいぐるみ、靴下・帽子・クッション・枕、靴・かばん類、小さな木製品・保冷剤・カイロなど	
燃やさないごみ		プラスチック製品類（バケツ、洗面器、CDなど）、ガラス・せともの類、その他（刃物など）	
容器包装プラスチック類		〔プラ〕マークのあるもの カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など	
ライター		ライター	
粗大ごみ		タンス、机、ソファ、ベッド、ふとん、毛布、マットレス、じゅうたん、ストーブ、ファンヒーター、こたつ、扇風機、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど	
資 源	びん類	無色透明	飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん
		茶色	
		その他の色	
	缶類		アルミ缶、スチール缶、スプレー缶
	ペットボトル		〔PET1〕マークのあるもの 飲料用容器、特定調味料の容器
	使用済小型家電製品		アイロン、電気ポット、炊飯器、携帯電話などの小型電化製品、電動のおもちゃ、電源コード類など
	廃食用油		植物性食用油
	体温計・温度計・蛍光管 電球		水銀式体温計・温度計、蛍光管、電球
	乾電池類		乾電池類
	金属類		鍋、釜、やかん、フライパン、スプーン、フォーク、小型の金属製品など
古紙・古布類		新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他（紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど）、布類（シャツ、セーター、ズボン、スカートなど）	

(2) 市で収集・処理できないもの

分類・区分	品 目
家電リサイクル法対象商品 (*1)	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
パソコン (青山支所管内のみ)	デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ 液晶ディスプレイ
処理危険物	消火器、ガスボンベ（プロパン用）、農薬類、劇薬類、 感染性廃棄物（使用済注射針など）
処理困難物	温水器、浄化槽、浴槽、太陽熱ヒーター、ピアノ、ドラム缶 鉄筋、バッテリー、タイヤ、廃油（灯油・オイルなど）、 塗料（ペンキなど）

*1：青山支所管内のみ事前予約による戸別収集を実施。（別途、リサイクル料金と収集運搬料金が必要）

2 収集方法及び処分方法

(1) ごみ

【伊賀北部】（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内）

	種 類	収集形態	収集回数	処分方法
燃えるもの	可燃ごみ	委託業者	週2回	市内民間施設において焼却処理
	硬プラ・革製品類	委託業者	月1回	市内民間施設において焼却処理
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック類	委託業者	週1回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	びん類	委託業者	月1回	回収選別後、容リ協会へ再生委託
	金属類	委託業者	月1回	破碎処理後、民間業者へ再生委託
	ペットボトル	委託業者	月1回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	アルミ缶	委託業者	月1回	圧縮成形後、民間業者へ再生委託
	埋立ごみ ①危険物 ②テフ類、ガラス・せともの・乾電池類、その他	委託業者	年6回	①破碎処理後、民間業者へ再生委託 ②埋立処分委託
	廃食用油	委託業者	年4回	回収後、民間業者へ再生委託
	紙・布類	委託業者	月1回	回収後、民間業者へ再生委託
	使用済小型家電製品	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託
	水銀使用廃製品(*1)	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託
粗大ごみ	直営	随時	民間業者へ再生委託	

*1：平成28年4月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成29年6月から蛍光管の拠点収集を開始。

【伊賀南部】（青山支所管内）

種 類	収集形態	収集回数	処分方法	
燃やすごみ	委託業者	週 2 回	焼却処理	
燃やさないごみ	直営・委託	月 1 回	破碎処理後、焼却または埋立処理	
容器包装プラスチック類	直営・委託	週 1 回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託	
ライター	委託業者	月 1 回	破碎処理後、焼却または埋立処理	
粗大ごみ	直営	随時	破碎処理後、焼却または埋立処理若しくは売却	
資 源	びん類	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託
	缶類	委託業者	月 1 回	圧縮破碎後、民間業者へ再生委託
	ペットボトル	委託業者	月 1 回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	使用済小型家電製品	委託業者 直営	月 1 回 随時	回収後、民間業者へ再生委託
	廃食用油	委託業者	年 4 回	回収後、民間業者へ再生委託
	体温計・温度計 蛍光管・電球	委託業者	年 4 回	破碎後、民間業者へ再生委託
	乾電池類	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託
	金属類	委託業者	年 4 回	回収後、民間業者へ再生委託
	古紙・古布類 (*1)	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託

* 1 : 桐ヶ丘地区は独自回収を実施。

(2) し尿

種 類	収集形態	区域	収集回数	処分方法
し尿	直営	上野支所管内 (一部地域を除く)	月 1 回 随時	施設処理 伊賀市浄化センター
	許可業者	伊賀市全域	随時	
浄化槽汚泥	許可業者	伊賀市全域	随時	施設処理 伊賀市浄化センター

3 一般廃棄物発生量及び処理量見込（伊賀市全体）

（1）ごみ

（t/年）

内訳	発生量見込				処理量見込		
	収集総量	直営・委託	許 可	直接搬入	焼却	埋立	資源化
可燃ごみ	20,184	13,222	5,953	1,009	20,184	0	0
不燃ごみ	529	305	82	142	123	406	0
粗大ごみ	430	306	0	124	355	0	75
金属ごみ	630	296	103	231	0	366	264
資源ごみ（びん）	406	375	27	4	0	35	371
資源ごみ（紙・布）	951	951	0	0	0	0	951
ペットボトル	122	122	0	0	18	0	104
容器包装プラスチック	570	570	0	0	267	0	303
廃食用油	5	5	0	0	0	0	5
小型家電	14	14	0	0	0	0	14
その他資源ごみ	8	8	0	0	0	0	8
合 計	23,849	16,174	6,165	1,510	20,947	807	2,095

（2）し尿

（kl/年）

種 類	排出量 見込	収集形態別計画収集量		
		収集総量	直 営	許 可
浄化槽汚泥	55,202	55,202	0	55,202
し 尿	7,338	7,338	1,889	5,449
合 計	62,540	62,540	1,889	60,651

4 一般廃棄物排出抑制のための施策

(1) 資源再利用物回収奨励金の交付（集団回収事業）

内 容	児童福祉法による児童及び PTA 等の学校教育関係の団体並びに障害者基本法による団体のうち、事前に登録した団体に対し、対象となる資源ごみを回収した場合に、回収量 1 kg につき 3 円の奨励金を交付
対象となる資源ごみ	古紙類・古布類
資源化予定量	133 トン

(2) 生ごみ処理容器購入費の補助

内 容	生ごみ処理機（電動型）及びコンポスト容器購入者に対する補助 ・電動型……1世帯1基まで、購入費の1/2で上限30,000円 ・コンポスト型……1世帯2基まで、購入費の1/2で上限5,000円
-----	---

(3) 市広報及びケーブルテレビ等による市民への資源化・減量化の啓発

(4) 住民自治協議会、自治会等の団体に対する資源化・減量化の協力依頼

(5) 伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会による「ごみ減量・再資源化」の検討と啓発活動の促進

5 一般廃棄物中間処理施設及び最終処分場の概要

(1) ごみ

【上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内】

施設名称	所在地	型式	処理能力
さくらリサイクルセンター （ごみ中継施設）	伊賀市治田 3547 番地 13	中継施設	—
さくらリサイクルセンター （資源化ごみ処理施設）	伊賀市治田 3547 番地 13	二軸低速回転式破碎機 剪断高速回転式破碎機 選別圧縮梱包機	17.3t/5h
不燃物処理場	伊賀市西高倉 4631 番地	安定型埋立処分場	18,678 m ³

【青山支所管内】（名張市との一部事務組合「伊賀南部環境衛生組合」の施設）

施設名称	所在地	型式	処理能力
伊賀南部クリーンセンター （ごみ焼却施設）	伊賀市奥鹿野 1990 番地	流動床式ガス化溶融炉	95t/日
伊賀南部クリーンセンター （破碎選別圧縮施設）	伊賀市奥鹿野 1990 番地	二軸高速回転式破碎機 剪断式破碎機 選別圧縮梱包機	45.5t/日

（２）し尿及び浄化槽汚泥

【上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山支所管内】

施設名称	所在地	型式	処理能力
伊賀市浄化センター	伊賀市長田 4617 番地 3	膜分離高負荷脱窒素処理方式	170kℓ/日

6 一般廃棄物の収集・運搬、処理及び浄化槽清掃にかかる委託業者及び許可業者

（１）ごみ

①収集運搬委託業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に規定する基準に基づく委託を受けた者

事業者名	所在地	事業区域
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208 番地	上野
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田字東川原 7088 番地	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田
株式会社ビルトコーポレーション	伊賀市久米町 548 番地の 5	上野・大山田
上野再生資源協同組合	伊賀市西明寺 2301 番地	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田
伊賀南部一般廃棄物処理協同組合	名張市南町 822 番地の 2	青山
大久保商店	名張市箕曲中村字大堤 211 番地の 6	青山

②収集運搬許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する許可を受けた者

事業者名	所在地	事業区域	摘要
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208 番地	上野・伊賀・島ヶ原・阿山	ごみ
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田字東川原 7088 番地	伊賀市内 (青山を除く)	ごみ
株式会社ビルドコーポレーション	伊賀市久米町 548 番地の 5	上野・伊賀・阿山・大山田	ごみ
株式会社エム・シー・エス	名張市蔵持町原出 523 番地	市内	ごみ(青山)、許可 22 事業所のごみ、自社・グループ会社従業員の家庭系粗大ごみ(上野、伊賀、島ヶ原、阿山、大山田)
株式会社NANBU	奈良県橿原市五井町 187 番地の 2	上野・青山	ごみ
有限会社マルトモ産業	伊賀市阿保 1828 番地の 10	青山	ごみ
三重ケイ・アース環境株式会社	伊賀市上野万町 2222 番地の 2	上野・伊賀・阿山	14 事業所の木くず及び廃家電
株式会社エコ・サービス 2 1	名張市鴻之台一番町 48 番地 1	青山	ごみ
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1	市内 1 事業所	実験用動物の死体及び付随する糞、マット
株式会社富士環境開発	奈良県橿原市四条町 20 番地の 10	青山	ごみ
株式会社伊賀林業	伊賀市大内 514 番地の 1	市内	木、草
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋 4713 番地	市内	食品残さ、木くず、畳くず等、罹災・災害廃棄物、動物の死体(市内)家電(上野：花垣地区)ごみ全般(市内) ※ただし、上野・島ヶ原・大山田については自社及び大栄環境株式会社(伊賀市治田・予野地内)に搬入処理をするものに限る。
有限会社クリーンテック名張	名張市下比奈知字青上 1476 番 1	青山	ごみ
株式会社グリーンワークス	伊賀市炊村 1187 番地の 17	市内	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類
株式会社サイセイ	伊賀市柘植町 5038 番地	市内	がれき類、ガラスくず等、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くず
株式会社タカミ	伊賀市西明寺 2301 番地	市内	廃家電
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原 485 番地 2	市内	リサイクルを目的とした草、木、枝、葉、竹及び生ごみ

株式会社向陽	津市森町 1922 番地 1	市内 1 事業所	ごみ
摂津商事株式会社	伊賀市上野万町 2342 番地	上野・伊賀	ごみ(上野)、紙・布(伊賀)
日本資環株式会社	奈良県五條市西吉野町夜中 391 番地の 2	青山	下記から排出される感染性(特管一廃)を除く紙おむつ・脱脂綿・包帯などに限る。 ・病院、診療所などの医療機関 ・老人福祉施設及び施設事務所
有限会社アールシーコンサルタント	伊賀市白樫字下田 2133 番地の 3	市内	廃プラスチック類、廃発泡スチロール、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず

③処分業許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項に規定する許可を受けた者

事業者名	所在地	事業区域	摘要
エヌアイエ株式会社	伊賀市大野木字喜撰戸 2178 番地 1	市内	蛍光管の破碎処理
株式会社エム・シー・エス	名張市蔵持町原出 523 番地	市内	草、木、剪定枝、生ごみ等の破碎及び堆肥化
株式会社ヤマゼン	伊賀市治田字枅ノ木 2441 番地の 1	市内	選別、圧縮、混練造粒、破碎、RPF 化及び埋立
キンキ・パートナーズ株式会社	奈良県奈良市奈良阪町 2250 番地の 3	島ヶ原	OA 機器、電気機器製品等の破碎処理から発生する廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくずの破碎処理
株式会社イガ再資源	伊賀市西之澤 1384 番地の 6	市内	動植物性残さの飼料化
株式会社伊賀林業	伊賀市大内 514 番地の 1	市内	リサイクルを目的とした木、草の破碎処理(チップ化)
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋 4713 番地	市内	焼却、破碎、選別、乾燥、焙焼、炭化、熔融、RPF、混練造粒及び埋立、肥料化
株式会社グリーンワークス	伊賀市炊村 1187 番地の 17	市内	リサイクルを目的としたプラスチック類、紙類、木くず類、繊維類、ゴム類、金属類、ガラス・陶磁器類、がれき類の破碎、選別、圧縮処理 食品くず、不要になった農作物、わら、廃食油、動物のふん尿、木くず、草、竹
株式会社サイセイ	伊賀市柘植町 5038 番地	市内	がれき類、ガラスくず等、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くずの破碎、選別処理

株式会社タカミ	伊賀市西明寺 2301 番地	市内	廃家電製品のリサイクルを目的とした廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、金属くずの破碎、圧縮処理
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原 485 番地 2	市内	リサイクルを目的とした草、木、枝、葉、竹、籾殻及び生ごみ（食品残渣）の破碎、堆肥化、生ごみのメタン発酵
日本資環株式会社	奈良県五條市西吉野町夜中 391 番地の 2	青山	事業所から排出される感染性（特管一廃）を除く紙、紙おむつ、木くず、草、繊維くず、古布などの滅菌乾燥、焼却処理
有限会社アールシーコンサルタント	伊賀市白樫字下田 2133 番地の 3	市内	リサイクルを目的とした廃プラスチック類、廃発泡スチロール、金属くずの破碎、圧縮梱包、溶融処理
大栄環境株式会社	大阪府和泉市テクノステージ二丁目 3 番 28 号	市内	混合ごみ・し尿・汚泥のメタン発酵・堆肥化処理

（２）し尿・汚泥及び浄化槽清掃

①収集運搬許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項に規定する許可を受けた者

事業者名	所在地	事業区域
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208 番地	上野・伊賀・島ヶ原・阿山
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田字東川原 7088 番地	伊賀市内（青山を除く）
株式会社ビルトコーポレーション	伊賀市久米町 548 番地の 5	上野・伊賀・阿山・大山田
名張環境事業協業組合	名張市西田原 2176 番地の 36	青山、上野（運搬のみ）

②浄化槽清掃許可業者：浄化槽法第 35 条第 1 項に規定する許可を受けた者

事業者名	所在地	事業区域
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208 番地	上野・伊賀・島ヶ原・阿山
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田字東川原 7088 番地	伊賀市内（青山を除く）
株式会社ビルトコーポレーション	伊賀市久米町 548 番地の 5	上野・伊賀・阿山・大山田
名張環境事業協業組合	名張市西田原 2176 番地の 36	青山

伊賀市告示第 153 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 179 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

上荒木区

代表者の氏名 東山 均

代表者の住所 伊賀市荒木 148 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 葛原 茂樹

新代表者の氏名 東山 均

旧代表者の住所 伊賀市荒木 211 番地

新代表者の住所 伊賀市荒木 148 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 154 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 21 年伊賀市告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

広瀬区

代表者の氏名 中矢 幸治

代表者の住所 伊賀市広瀬 153 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 久保 源雄

新代表者の氏名 中矢 幸治

旧代表者の住所 伊賀市広瀬 730 番地

新代表者の住所 伊賀市広瀬 153 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 155 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 19 年伊賀市告示第 23 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

白檜自治会

代表者の氏名 田中 政次

代表者の住所 伊賀市白檜 676 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山盛 雅弘

新代表者の氏名 田中 政次

旧代表者の住所 伊賀市白檜 1184 番地

新代表者の住所 伊賀市白檜 676 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 156 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 5 年伊賀市告示第 267 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

鳳凰寺区

代表者の氏名 服部 良信

代表者の住所 伊賀市鳳凰寺 517 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中森 貴

新代表者の氏名 服部 良信

旧代表者の住所 伊賀市鳳凰寺 333 番地

新代表者の住所 伊賀市鳳凰寺 517 番地の 1

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 157 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 22 年伊賀市告示第 16 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

富岡区

代表者の氏名 西尾 充司

代表者の住所 伊賀市富岡 233 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 富島 隆

新代表者の氏名 西尾 充司

旧代表者の住所 伊賀市富岡 189 番地

新代表者の住所 伊賀市富岡 233 番地

3 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更